

2. インド

2. インド

(1) 商標法の動向等

1) インドの商標法は、2010 年商標（改正）法により改正（2010 年法律 No. 40）され、2013 年 7 月 8 日から施行されている。ただし、インドは、マドリッド協定議定書³³第 14 条(5)の宣言をした加盟国であるため、マドリッド協定議定書が効力を生じる日前にマドリッド協定議定書に基づいて行われた国際登録による標章の保護の効果はインドには及ばない（マドリッド協定議定書第 14 条(5)）。したがって、2013 年 7 月 8 日より前に国際登録されたものについて、インドを事後指定することはできない。

マドリッド協定議定書第 14 条 この議定書の締結及び効力発生

(5) (1)に規定する国又は政府間機関は、この議定書の批准書、受諾書、承認書又は加入書の寄託の際に、この議定書が自己について効力を生ずる日前にこの議定書に基づいて行われたいずれの国際登録についても、そのような国際登録による標章の保護の効果が及ぶ領域として当該国又は政府間機関を指定することを認めない旨を宣言することができる。

2) マドリッド協定議定書の加盟に伴う改正概要

2013 年 4 月 8 日、インドは WIPO において国際登録に関するマドリッド協定議定書に加盟し、第 89 番目の加盟国になった。加盟に伴い、2013 年 7 月 8 日に改正商標法が施行された。

マドリッド協定議定書に基づく国際登録によって、インド国を指定国に含め、商標の保護を受けることができるようになった。

インド商標登録局は指定官庁として、WIPO より受領した国際出願を、2010 年の商標法³⁴（Trade Marks (Amendment) Act、2010）及び 2013 年の商標規則³⁵（Trade marks (Amendment) Rules、2013）の規定に従って審査する。

インドのマドリッド協定議定書加盟に伴い、第 4A 章（第 36 条 A ないし第 36 条 G）及び、第 IIIA 章 マドリッド協定議定書に基づく国際登録を経由した商標の保護に関する

³³ 特許庁ホームページ 外国産業財産権制度情報 マドリッド協定議定書

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/madrid/mp/mokuji.htm [最終アクセス日：2017 年 2 月 8 日]

³⁴ 特許庁ホームページ 外国産業財産権制度情報 インド 商標法

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/india/shouhyou.pdf [最終アクセス日：2017 年 2 月 8 日]

BLJ 法律事務所 弁護士 遠藤 誠「インド知的財産法」商標法 353－447 頁（日本機会輸出組合、初版、2014 年 5 月）
Rahul Chaudhry, 安原 亜湖「インド商標実務の解説」2010 年の商標法（改正）（参考訳）253－257 頁（発明推進協会、初版、2013 年 12 月）

³⁵ 特許庁ホームページ 外国産業財産権制度情報 インド 商標規則

http://www.jpo.go.jp/shiryou/s_sonota/fips/pdf/india/shouhyou_kisoku.pdf [最終アクセス日：2017 年 2 月 8 日]

BLJ 法律事務所 弁護士 遠藤 誠「インド知的財産法」商標規則 449－527 頁（日本機会輸出組合、初版、2014 年 5 月）

Rahul Chaudhry, 安原 亜湖「インド商標実務の解説」2013 年の商標規則（改正）（参考訳）258－262 頁（発明推進協会、初版、2013 年 12 月）

特別規定（規則第 67 条 A ないし規則第 71 条）が新しく導入された。

マドリッド協定議定書の加盟に伴う商標法、商標規則等の主な改正点は以下のとおりである。

（i）国際出願に関する改正

インド商標登録出願（第 18 条）又はインド商標登録（第 23 条）に基づく国際出願に関する規定が設けられた（第 36 条 D）。

（ii）インドが領域指定された国際登録に係る商標の保護に関する改正

インドが領域指定された国際登録に係る商標の保護に関する規定として、インドにおける国際登録の取扱い（第 36 条 E）、インドにおける国際登録の効果（第 36 条 F）、国際登録の存続期間及び更新（第 36 条 G）に関する規定が設けられた。

商標法第 9 条から第 21 条まで（双方を含む）、第 63 条及び第 74 条は、国際登録に関しても準用される（商標法第 36 条 E(4)）。

商標法第 36 条 E インドが指定された場合の国際登録（2013 年改正）

(4) 第 9 条から第 21 条まで（双方を含む）、第 63 条及び第 74 条は、国際登録に関して当該国際登録が第 18 条に基づく商標の登録出願であるものとして準用される。

（iii）国際出願の関連規定

国際出願の関連規定として、登録拒絶の相対的理由（第 11 条(4)(a)）、手数料及び割増手数料（第 150 条(1)）、規則制限権限（第 157 条(2)(ixa)-(ixd)）が設けられた。

（iv）ガイドライン

マドリッド協定議定書に基づくガイドライン（Guidelines for Functioning Under the Madrid Protocol）³⁶が 2013 年 12 月 17 日に公表された³⁷。

（v）オンライン手続

マドリッド協定議定書に基づく国際登録に関連して、オフィスアクションに対する応答、異議申立書、弁駁書等を商標登録局との電子的な方法で提出・コミュニケーションが可能になった。

3）異議申立ての期間に関する改正

異議申立て（Opposition to registration）を行うことができる期間が、「インド商標登録出願の公告又は再公告の日から 3 か月以内」から「インド商標登録出願の公告又は再

³⁶ <http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/images/pdf/guidelines-for-functioning-under-the-madrid-protocol.pdf> [最終アクセス日：2017 年 2 月 8 日]

³⁷ インド特許庁ホームページ Tradee Marks E-Citizen Guidelines Sr.No.1 欄
<http://www.ipindia.nic.in/guidelines-tm.htm> [最終アクセス日：2017 年 2 月 8 日]

公告の日から 4 か月以内」に変更された（第 21 条(1)）。

4) 商標登録出願から商標登録までの期間に関する改正

登録官は、インド商標登録出願（第 18 条）が異議申立て（第 21 条）に係属していない場合には、出願に係る商標を当該出願の出願日から 18 か月以内に登録しなければならない旨規定された（第 23 条(1) (b)）。

5) 知的財産権審判部の設置

知的財産権審判部が設置され、審判に関する法律が定められた（商標法第 83 条ないし第 100 条）。

6) 織物に関する規定の削除

「第 10 章 織物に関する特別規定」が削除された（第 79 条ないし第 82 条）。

(2) 商標の定義

商標の定義は、商標法第2条(1) (zb)に以下のとおり規定されている。

商標法第2条 定義及び解釈

(1) 本法において、文脈上他の意味を有する場合を除き

(m) 「標章」とは、図形、ブランド、見出し、ラベル、チケット、名称、署名、語、文字、数字、商品の形状、包装若しくは色彩の組合せ又はそれらの組合せを含む。

(zb) 「商標」とは、図形的に表現でき、かつ、ある者の商品又はサービスを他人の商品又はサービスから識別できる標章をいい、商品の形状、その包装及び色彩の組合せを含み、次のものをいう。

(2) 本法において、文脈上他の意味を有する場合を除き、

(a) 「商標」というときは、「団体標章」又は「証明商標」も含む

(3) 方式要件

日本を本国官庁とする基礎出願又は基礎登録について、インドを領域指定した国際登録出願を行う場合の、出願書類（MM2）の記入に関する留意点については、以下のとおりである。

1) 代理人の選任（APPOINTMENT OF A REPRESENTATIVE）【願書の第 4 欄】

出願人は、制定の規則に従うことを条件として、その者自身による代りに、所定の方法により正当に委任された(a) 弁護士、(b) 所定の方法により、商標の代理人として登録されている者、(c) 正式かつ正規の復代理人を、代理人として選任することができる（商標法第 145 条）。

商標法第 145 条 代理人

本法により又は本法に基づいて、登録官の前で、何人かが宣誓供述以外の何らかの行為をすることを求められているときは、その行為については、本件について制定の規則に従うことを条件として、その者自身による代りに、所定の方法により正当に委任された、次の者によって行為をすることができる。

(a) 弁護士

(b) 所定の方法により、商標の代理人として登録されている者、又は

(c) 正式かつ正規の復代理人

2) 標章 (THE MARK) 【願書の第 7 欄】

「標章」とは、図形、ブランド、見出し、ラベル、チケット、名称、署名、語、文字、数字、商品の形状、包装若しくは色彩の組合せ又はそれらの組合せをいう（商標法第 2 条）。

登録可能な代表的な商標は、以下のものが挙げられる。

(a) 特別な又は独特な態様で表示された、会社や個人又は企業の名称

(b) 造語

(c) 商品の特徴、又は品質に直接関係しない言葉であって、通常の意味から、地理的名称、姓、個人又は通常の略称、インドの宗教、階級又は種族の名称でない場合

(d) 自他商品等識別力のある標章

(e) ロゴ、図形、又は図形の組合せなど

音声商標については、それを図示することができ、かつ特徴的なものであれば商標登録することができると考えられており、その登録例が存在する（参照：「模倣対策マニュアルインド編」22 頁（JETRO 2014 年））。

立体商標は保護対象である（商標規則第 29 条(3)）。詳細は、「4）その他の表示 (MISCELLANEOUS INDICATIONS) 【願書の第 9 欄】」を参照のこと。

商品の包装の形状は保護対象である（商標規則第 29 条(4)）。詳細は、「4）その他の表示 (MISCELLANEOUS INDICATIONS) 【願書の第 9 欄】」を参照のこと。

香りの商標については、図示することが困難なため、これまでのところ、登録された例はない。

新商標について登録を排除する規定はないため、図形的に表現することができ、識別性を有する限り、登録が認められる可能性があるが、ホログラム、位置、味覚などの商標については、現時点で登録例はない。

団体商標、証明商標は保護対象である（商標法第 2 条(2)(a)）。詳細は、「(14) インドの特徴的な制度」を参照のこと。

商標法第 2 条 定義及び解釈

(1) 本法において、文脈上他の意味を有する場合を除き、

(m) 「標章」とは、図形、ブランド、見出し、ラベル、チケット、名称、署名、語、文字、数字、商品の形状、包装若しくは色彩の組合せ又はそれらの組合せを含む。

(zb) 「商標」とは、図形的に表現でき、かつ、ある者の商品又はサービスを他人の商品又はサービスから識

別できる標章をいい、商品の形状、その包装及び色彩の組合せを含み、次のものをいう。

(i) 第 XII 章（第 107 条を除く）の規定に関しては、商品又は場合に応じてサービスと、所有者としてその標章を使用する権利を有する者との間に存する取引上の結合関係について、表示し又は表示しようとする目的をもって、商品又はサービスに関して使用する登録商標又は標章、及び

(ii) 本法の他の規定に関しては、商品又は場合に応じてサービスと、所有者として又は許諾使用の方法により当該標章を使用する権利を有する者との間に存する取引上の結合関係について、その者の同一性の表示の有無に拘らず、表示し又は表示しようとする目的をもって、商品又はサービスに関して使用し又は使用しようとする標章であって、証明商標又は団体標章を含む。

(e) 「証明商標」とは、商品の原産地、原材料、製法若しくはサービスの実施法、品質、精度又はその他の特徴に関して標章の所有者により証明される商品又はサービスについて、取引上使用するのに関連して、証明のない商品若しくはサービスから識別することができる標章であって、第 IX 章により、当該商品に関して証明商標の所有者としてのその者の名義で、証明商標として登録されたものをいう。

(g) 「団体標章」とは、標章の所有者である人々の団体（1932 年インド・パートナーシップ法の趣旨におけるパートナーシップではない）の構成員の商品若しくはサービスを他人の商品若しくはサービスから識別する商標をいう。

(2) 本法において、文脈上他の意味を有する場合を除き、

(a) 「商標」というときは、「団体標章」又は「証明商標」も含む。

3) 色彩に係る主張 (COLOR(S) CLAIMED) 【願書の第 8 欄】

出願人は標章の特徴として色彩を主張することができる（願書 MM2 第 8 欄(a)）。

特定の指定締約国が求める場合は、出願人は標章の主要部分のそれぞれの色彩を表示することができる（願書 MM2 第 8 欄(b)）。

インドを指定する場合、基礎出願又は基礎登録において標章の特徴として色彩が主張されている場合は、出願人は同じ主張を願書の第 8 欄で主張することができる（ガイドライン 3.1.1）。

商標の全部又は一部について、2 以上の色彩の何らかの組合せに制限することができる（商標法第 10 条(1)）。

色彩の制限なしに登録される限りにおいて、すべての色彩について登録されたものとみなされる（商標法第 10 条(2)）。

ガイドライン 3.3.1

すべての点で適切であると判断された国際出願は、以下のように認定される。

・基礎出願又は基礎登録において標章の特徴として色彩が主張されている場合は、出願人は同じ主張を願書の第 8 欄に含めることができ、基礎出願又は基礎登録で主張されていないにも関わらず標章の特徴として色彩が願書の第 8 欄で主張された場合は、基礎出願又は基礎登録における標章は、実際に請求されている色又は色の組み合わせとする。

商標法第 10 条 色彩の制限

- (1) 商標は、その全部又は一部について、2 以上の色彩の何らかの組合せに制限することができ、かつ、当該制限については商標の識別性を決定すべき審査審判廷によって参酌される。
- (2) 商標が色彩の制限なしに登録される限りにおいて、すべての色彩について登録されたものとみなす。

4) その他の表示 (MISCELLANEOUS INDICATIONS) 【願書の第 9 欄】

(i) 音訳及び翻訳

商標がヒンズー語又は英語以外の言語による語を含むときは、願書様式及びその追加表示において、英語又はヒンズー語による各当該語の十分な音訳及び翻訳を記載しなければならない、各翻訳には、その言語名を記載する必要がある（商標規則第 33 条）。

(ii) 立体商標

立体商標は保護対象であり、立体商標を出願する場合は、標章の複製は、所定の平面的図形又は写真複製から成らなければならない（商標規則第 29 条(3)）。

商品の包装の形状は保護対象であり、商品の包装の形状を出願する場合は、その複製は、所定の図と言葉による説明から成らなければならない（商標規則第 29 条(4)）。

(iii) 団体商標、証明商標：

インドでは、団体商標、証明商標制度が設けられている（商標法第 2 条(1)(e)(g)）。制度の詳細は、「(14) インドの特徴的な制度」を参照のこと。

商標規則第 33 条 音訳及び翻訳

音訳及び翻訳商標がヒンズー語又は英語以外の言語による語を含むときは、願書様式及びその追加表示において、登録官の納得する程度まで英語又はヒンズー語による各当該語の十分な音訳及び翻訳を裏書しなければならない、各裏書には、当該語が属する言語名を記載し、かつ、出願人又はその代理人が署名しなければならない。

商標規則第 29 条 追加の表示

(3) 商標は三次元標章である旨の陳述を願書が含む場合は、標章の複製は、次の通り平面的図形又は写真複製から成らなければならない。すなわち、

(i) 提出される複製は商標についての 3 の異なる図から成らなければならない。

(ii) ただし、出願人の提出した複製が三次元標章の明細を十分示していないと登録官が認める場合は、登録官は、当該標章の 5 までの異なる図及び当該標章の言葉による説明を 2 か月以内に提出するよう出願人に対して要求することができる。

(iii) (ii)に掲げた標章についての異なる図及び／又は説明は依然当該三次元標章の明細を十分には示していないと登録官が認める場合は、登録官は、当該商標の見本を提出するよう出願人に対して要求することができる。

(4) (i) 商標登録の出願が商品又はその包装の形状からなる場合は、提出される複製は、当該商標の少なく

とも 5 の異なる図及び当該標章の言葉による説明から成らなければならない。

(ii) (1)における当該標章の異なる図及び説明は商品及びその包装の形状の明細を十分示していないと登録官が認める場合は、登録官は当該商品又は場合に応じて包装の見本を提出するよう出願人に要求することができる。

5) 商品及び役務（サービス）の指定 (GOODS AND SERVICES) 【願書の第 10 欄】

(i) 商品

「商品」とは、取引又は生産の対象となるものすべてをいう（商標法第 2 条(1)(j)）。

(ii) 役務（サービス）

「サービス」とは、潜在的使用者に利用可能な何らかのサービスであって、銀行、通信、教育、融資、保険、チャットファンド（相互扶助金融組織）、不動産、輸送、貯蔵、素材処理、加工、電気その他のエネルギー供給、寄宿、下宿、演芸、娯楽、建築、修理、ニュース若しくは情報の伝達及び広告などの工業的又は商業的事項の営業に関連するサービスの提供を含む（商標法第 2 条(1)(z)）。

商標の登録のための出願する際、願書に記されている商品及びサービスの名称は、できる限り、規則第 22 条(2)に基づき、登録官により公表された商品又はサービスの分類において示された商品又はサービスと、一致しなければならない（商標規則第 25 条(15)）。

インドにおいて有効な指定商品・サービス名は、後述する「(15) ②有効な指定商品・役務（サービス）名を確認するサイト」に挙げたサイト³⁸から確認することができる。

(iii) 商品及びサービスの分類

商品及びサービスは、世界知的所有権機関（WIPO）により公表された「標章の登録のための商品又はサービスの国際分類に関するニース協定（ニース国際分類）の現行版により分類される（商標規則第 22 条(1)）。

商標法第 2 条 定義及び解釈

(1) 本法において、文脈上他の意味を有する場合を除き、

(j) 「商品」とは、取引又は生産の対象となるものすべてをいう。

(z) 「サービス」とは、潜在的使用者に利用可能な何らかのサービスであって、銀行、通信、教育、融資、保険、チャットファンド（相互扶助金融組織）、不動産、輸送、貯蔵、素材処理、加工、電気その他のエネルギー供給、寄宿、下宿、演芸、娯楽、建築、修理、ニュース若しくは情報の伝達及び広告などの工業的又は商業的事項の営業に関連するサービスの提供を含む。

商標法第 7 条 商品及びサービスの分類

(1) 登録官は、できる限り、商標登録のための商品及びサービスの国際分類に従い、商品及びサービスを分

³⁸ http://ipindiaonline.gov.in/tmrpublicsearch/classfication_goods_service.htm [最終アクセス日：2017 年 2 月 8 日]

類する。

(2) 商品又はサービスの該当する類に関して疑義があるときは、当該事項について最終決定権を有する登録官が決定する。

商標規則第 22 条 商品及びサービスの分類（2013 年改正）

(1) 商標登録の目的では、商品及びサービスは、世界知的所有権機関（WIPO）により公表された「標章の登録のための商品及びサービスの国際分類に関するニース協定（ニース国際分類）」の現行版により分類される。

(2) 登録官は、インド原産の商品及びサービスを含め、これらの商品及びサービスの分類別、ならびにアルファベット順索引を公告しなければならない。

商標規則第 25 条 願書の様式及び署名（2013 年改正）

(15) （略）。

ただし、商標の登録のための出願する際、願書に記されている商品及びサービスの名称は、できる限り、規則第 22 条(2)に基づき、登録官により公表された商品又はサービスの分類において示された商品又はサービスと、一致しなければならない。

（４）審査

WIPO の国際事務局が受領したインドを指定する全ての国際出願は、商標法及び商標規則に基づいて、商標登録局によって審査される（ガイドライン 7.1）。

インドでは、商標登録局の本局（ムンバイ（MUNBAI））と 4 つの支局（アーメダバード（AHMEDABAD）、チェンナイ（CHENNAI）、デリー（DELHI）、コルタカ（KOLKATA））が存在し、各地域管轄に則って審査される。

マドリッド協定議定書に基づく国際出願の審査は、商標登録局の本局又は中央政府が官報告示により指定する支局によって取扱われるムンバイの本局で審査される（商標法第 36 条 C）。

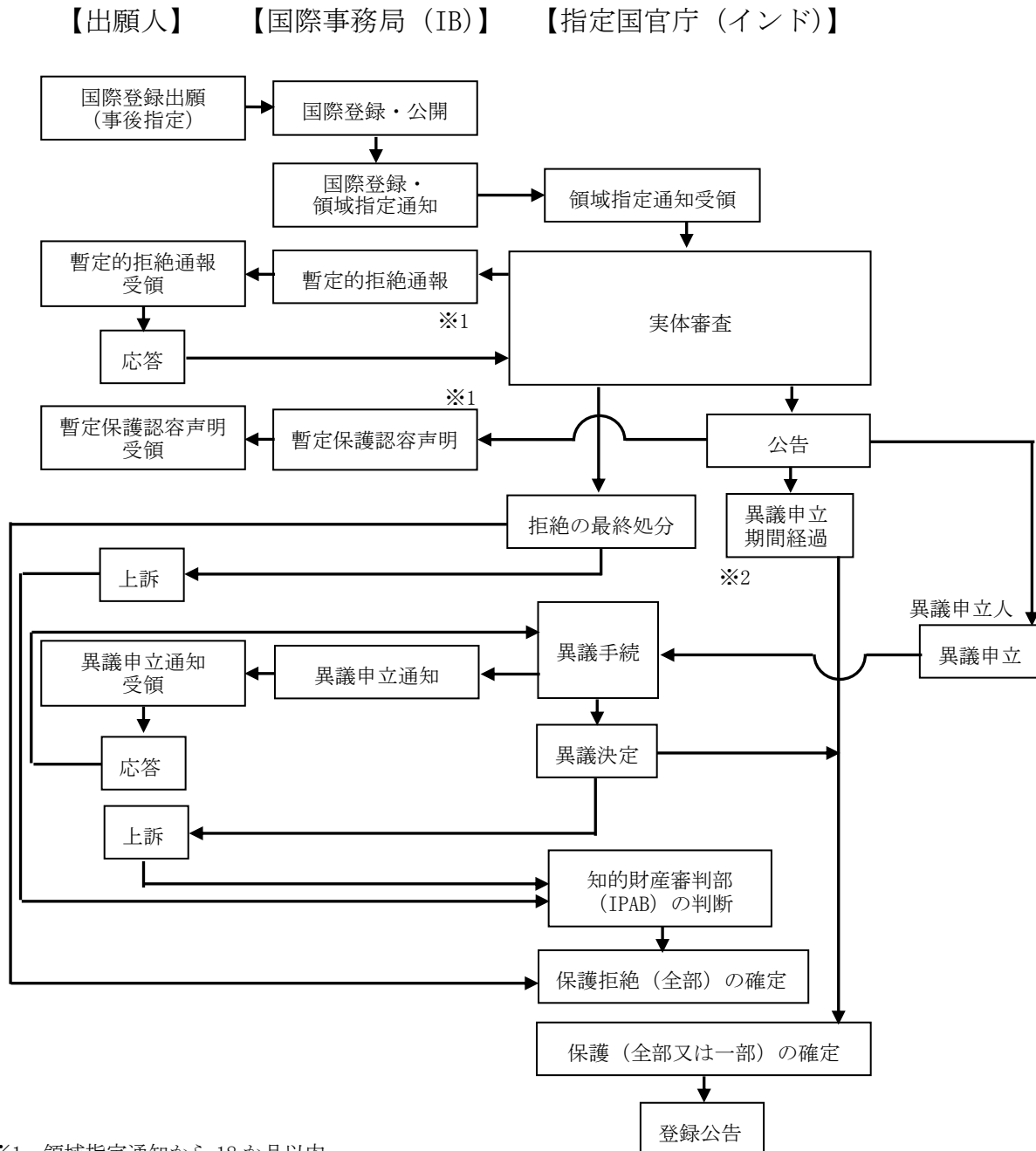
商標法第 36 条 C 国際出願を取扱う商標登録局（2013 年改正）

第 5 条(3)に含まれる事項に拘らず、国際出願は、商標登録局の本局又は中央政府が官報告示により指定する支局によって取扱われる。

①実体審査の概略

実体審査の概略フローを以下に示す。

図：実体審査の概略フロー



1) 出願手続の概要

出願は、すべて英語でなされなければならない（商標規則第 67 条 B）。

国際出願の形式は、電子形式に限られる（商標規則第 67 条 C）。

出願の受領時に、商標登録局によって、国際登録番号とは別個に IRDI（International registration Designating India）番号が付与される（ガイドライン 6.3.7、7.3.2）。

第 36 条 E に基づくインドが指定された国際登録に関するいかなる通知又は通報も、登録官により、電子書式によってのみ発行され、それらに対するいかなる応答も同様の方法で受領されなければならない（商標規則第 67 条 C）。

全ての記載事項は「国際登録の記載事項の記録」と呼ばれる記録に電子的に登録される（商標規則第 67 条 G）。

商標規則第 67 条 B 言語（2013 年改正）

国際出願、これに関連する通報であって国際事務局へ送付されるもの、又は国際登録から生じるインドへの保護の拡張の通報を目的として勧告は、英語でなされなければならない。

商標規則第 67 条 C 通知又は通報の発行、及びこれらへの応答（2013 年改正）

第 36 条 D に基づく国際出願、及び第 36 条 E に基づくインドが指定された国際登録に関するいかなる通知又は通報も、登録官により、電子書式によってのみ発行され、それらに対するいかなる応答も同様の方法で受領されなければならない。

商標規則第 67 条 G インドが領域指定された場合の国際登録の記録の方法（2013 年改正）

(1) 国際事務局よりインドを領域指定する国際登録、及び国際登録から生じる保護のインドへの拡張についての通報に関する勧告を受け取り次第、登録官は、全ての記載事項を「国際登録の記載事項の記録」と呼ばれる記録に電子的に登録しなければならない。記載事項に関するいかなる変更も、国際事務局より受領したときに当該記録に登録されなければならない。

(2) 当該記録になされたいかなる登録も、領域指定された締約国としてのインドに適用される範囲で、登録官によって商法登録簿に記録されたものと同様の効果を生じるものとする。

2) 審査までの期間

国際事務局からのインドを領域指定する国際登録、及び国際登録から生じる保護のインドへの拡張についての通報は、当該通報の受領の日から通常、2 か月以内に審査される（商標規則第 67 条 H(1)）。

商標規則第 67 条 H 第 36 条 E に基づく出願の審査（2013 年改正）

(1) 規則第 67 条 G に掲げる通報は、当該通報の受領の日から通常、2 か月以内に審査されなければならない。

3) 使用意思

インドは、マドリッド協定議定書に基づく共通規則³⁹（以下、「共通規則」という）第7条規則(2)に基づく標章を使用する意思の宣言⁴⁰をしている。

出願人は、出願時に商標を使用している必要はないが、使用する意図を有することが必要である。国内登録の場合、商標の登録出願は、当該商標を今後使用しようとするものでない限り、当該商標が願書に記載の商品又はサービスに関して使用された期間及び使用者についての陳述を含まなければならない。出願人は、使用された標章を立証する証拠書類と共に、当該使用者について証言する宣誓供述書を提出するよう要求される（商標規則第27条）。一方、国際登録でインドを領域指定する場合も、標章の使用意思の宣誓が必要とされるが、MM18のような書類を別途提出する必要はなく、MM2、MM4の当該欄でインドを領域指定することで、使用する意思がある旨の宣誓をすることとなる（国際登録出願の願書（MM2第11欄注2）⁴¹）。

共通規則第7規則(2)

(2) [標章を使用する意思]

締約国は、議定書に基づき指定された締約国として標章を使用する意思の宣言書を要求する場合には、当該要件を事務局長に通報する。当該締約国が、その宣言書は出願人本人により署名され、かつ、国際出願に添付される別個の公式様式によるべきことを要求する場合には、通報にはその旨の記述を含むものとし、当該要件に係る宣言書の正確な文言を明記する。さらに、締約国が、その宣言書が英語、フランス語又はスペイン語によるべきことを要求する場合には、通報には要求に係る言語を明示する。

商標規則第27条 願書における使用者についての陳述

商標の登録出願は、当該商標を今後使用しようとするのでない限り、当該商標が願書に記載の商品又はサービスに関して使用された期間及び使用者についての陳述を含まなければならない。登録官は、出願人に対し、使用された標章を立証する証拠書類と共に、当該使用者について証言する宣誓供述書を提出するよう要求することができる。

4) 不登録事由

絶対的拒絶理由は商標法第9条に、相対的拒絶理由は、商標法第11条に列举されている。詳細は、「④絶対的拒絶理由の内容」、「⑤相対的拒絶理由の内容」を参照のこと。

5) 審査手続

出願書類が提出されると、識別力、誤認が生じるか否か、及び既登録商標との類似関係

³⁹ 特許庁ホームページ 外国産業財産権制度情報 マドリッド協定議定書 標章の国際登録に関するマドリッド協定及び同協定に関する議定書に基づく共通規則（特許庁仮訳）について
http://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_shouhyou/kokusai/pdf/hyoumado0131/paper01.pdf [最終アクセス日：2017年2月8日]

⁴⁰ 第7条規則(2)に基づく標章を使用する意思の宣言について(WIPO HP: INFORMATION NOTICE NO. 15/2013)

⁴¹ https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_shouhyou/kokusai/pdf/form_mm2_sankouyaku.pdf [最終アクセス日：2017年2月8日]

について審査される。

商標登録局は Objection がある場合は、国際登録の出願の日から 18 か月以内に、WIPO に対して objection、opposition 又は opposition の可能性について通知（コミュニケーション）することが求められている（商標法第 36 条 E(2)）。

商標登録局がこの 18 か月の期間内に WIPO に対して objection、opposition 又は opposition の可能性について通知しない場合、その商標はインドにおいて登録されたものとみなされる（商標法第 36 条 E(5)）。

出願が認容された場合は、商標公報に公告される（商標法第 20 条(1)）。

出願人の怠慢による理由で 12 か月以内に商標登録が完了しなかった場合、その旨が出願人に通知され、延長期間内に完了しなかった場合には、出願は放棄されたものとみなされる（商標法第 23 条(3)）。

6) 異議申立て

商標は、登録出願の公告若しくは再公告のあった日から 4 か月以内に異議を申し立てられる可能性がある（商標法第 21 条(1)）。

異議が申し立てられると、商標登録局は WIPO に、異議申立てに基づく暫定的拒絶通報を通知する（商標規則第 67 条 H(4)）。

審査官は、出願された商標に異議があると判断した場合や、条件、補正書/意見書、ディスクレーム等の条件を付して受理する旨を提案する場合には、出願人にその旨を通知する（商標法第 21 条、商標規則第 67 条 H、商標規則第 48 条）。

上記通知に対して、出願人は通知日から 2 か月以内に応答する必要がある。応答しなかった場合には、出願は放棄されたものとみなされる（商標法第 21 条(2)）。

その後、審査官は最終的に出願を認容するか又は拒絶するかを決定する（商標法第 21 条(3)-(7)）。

異議申立てがなく、又は異議申立てに理由がないと決定の場合、審査官は商標を登録される（商標法第 23 条(1)）。

7) 登録

商標登録局は、国際事務局からの通告受領後 18 か月の期間内に、拒絶、異議、又は異議の可能性について WIPO に対して通知しない場合は、その商標はインドにおいて登録されたものとみなされる（商標法第 36 条 E(5)）。

8) 審判請求

審査官の決定に対して、3 か月以内に審判部に審判請求をすることができる（商標法第 91 条(1)）。

②審査内容

絶対的拒絶理由は商標法第 9 条に、相対的拒絶理由は商標法第 11 条に規定されている。

③暫定的拒絶通報の期間

商標登録局は、異議が申し立てられると、WIPO に、インドにおいて保護を与えることができない旨を記載した暫定拒絶通報を通知する。

暫定的拒絶通報までの期間は、国際事務局から領域指定の通報の受領後 18 か月以内に通報される(マドリッド協定議定書第 5 条(2)(b)、商標規則第 67 条 H(2)、ガイドライン 7.1)。ただし、18 か月満了後に異議申立手続により拒絶される可能性がある。

国際事務局は、国際登録簿に暫定的拒絶を記録し、国際登録の出願人に、暫定的拒絶を通知し、出願人は暫定的拒絶通報に応答することができる(ガイドライン 7.1)。

商標規則第 67 条 H 第 36 条 E に基づく出願の審査 (2013 年改正)

(2) 登録官が、インドを指定する国際登録に係る標章は保護することができないと判断した場合、登録官は、マドリッド協定議定書第 5 条に基づき適用される拒絶の期間の満了前に、国際事務局に、暫定的拒絶を通報しなければならない。

④絶対的拒絶理由の内容

主な絶対的拒絶理由は以下のとおりである(商標法第 9 条各項)。

- (a) 識別性を欠く標章(商標法第 9 条(1)(a))。
- (b) 商品の種類、品質、数量等や商品若しくはサービスの他の特性を指定するのに役立つ標章から専ら構成されている商標(同条(b))。
- (c) 取引慣行において慣習的となっている標章又は表示から専ら構成されている商標(同条(c))。
- (d) 公衆を誤認させるか又は混同を生じさせるもの(同条(2)(a))。
- (e) インド国民の階級や階層又は宗教的感情を傷つける恐れがある標章(同条(2)(b))。
- (f) 中傷的若しくは卑猥な事項からなる標章(同条(2)(c))。
- (g) 商品自体の内容に由来する商品の形状、技術的成果を得るため必要な商品の形状又は商品に実質的な価値を与える形状のみからなる標章(同条(3))。
- (h) 使用しており又は使用しようとする商標に係る商品又はサービスの内容は、登録拒絶の理由とはされない(商標法第 9 条説明書き)。

商標法第 9 条 登録拒絶の絶対的理

(1) 次の商標は、登録することができない。

(a) 識別性を欠く商標、すなわち、ある者の商品若しくはサービスを他人の商品若しくはサービスから識別

できないもの

(b) 取引上、商品の種類、品質、数量、意図する目的、価格、原産地、当該商品生産の時期若しくはサービス提供の時期又は当該商品若しくはサービスの他の特性を指定するのに役立つ標章又は表示から専ら構成されている商標

(c) 現行言語において又は公正な確立した取引慣行において慣習的となっている標章又は表示から専ら構成されている商標

ただし、商標は、登録出願日前に、その使用の結果として識別性を獲得しているか又は周知商標であるときは、登録を拒絶されない。

(2) 標章は、次のときは、商標として登録されない。

(a) 公衆を誤認させるか又は混同を生じさせる内容のものであるとき

(b) インド国民の階級若しくは宗派の宗教的感情を害する虞がある事項からなり又はそれを含んでいるとき

(c) 中傷的若しくは卑猥な事項からなり又はそれを含んでいるとき

(d) その使用が 1950 年紋章及び名称（不正使用防止）法により禁止されているとき

(3) 標章は、それが専ら次のものから構成されているときは、商標として登録されない。

(a) 商品自体の内容に由来する商品の形状、

(b) 技術的成果を得るため必要な商品の形状、又は

(c) 商品に実質的な価値を付与する形状

説明――本条の適用上、使用しており又は使用しようとする商標に係る商品又はサービスの内容は、登録拒絶の理由とはされない。

⑤相対的拒絶理由の内容

主な相対的拒絶理由は以下のとおりである（商標法第 11 条各項）。

(a) 誠実な競合使用の場合又は登録官が適切と認めるその他特別の状況がある場合（商標法第 12 条）を除き、先の商標とのその同一性及び当該商標が適用された商品又はサービスの類似性を有し、公衆に混同を生じさせる虞が存在し、それが先の商標と関連する虞の場合は、商標は登録されない（商標法第 11 条(1)）。

(b) 先の商標と同一又は類似するもの（商標法第 11 条(2)）。

(c) 非登録商標を保護する法律（特に、詐称通用に関する法律）や著作権法により、インドにおけるその使用を防止すべきときは又はその範囲まで、登録されない（商標法第 11 条(3)）。

(d) 本条は、先の商標又は他の先の権利の所有者が登録に同意する場合における商標の登録を一切妨げるものではない（商標法第 11 条(4)）。

(e) 商標は、商標法第 11 条(2)及び(3)に規定された理由の 1 又は 2 以上に関する拒絶理由が異議手続において先の商標の所有者により提起されない限り、前記規定の理由によつては登録を拒絶されない（商標法第 11 条(5)）。

商標法第 11 条 登録拒絶の相対的理由

(1) 第 12 条を除き、商標は、次のときは登録されない。

(a) 先の商標とのその同一性及び当該商標が適用された商品又はサービスの類似性により、又は

(b) 先の商標とのその類似性及び当該商標が適用された商品又はサービスの同一性若しくは類似性により、公衆に混同を生じさせる虞が存在し、それが先の商標と関連する虞を含むとき。

(2) 商標であって、

(a) 先の商標と同一又は類似するもの、及び

(b) 異なる所有者の名義で先の商標が登録されている商品又はサービスと類似しない商品又はサービスに対して登録されるべきものについては、当該先の商標がインドにおける周知商標であり、かつ、後の標章の使用が正当な理由なく当該先の商標の識別性若しくは評判を不当に利用するか若しくはそれを損なう虞があるときは又はその範囲まで、登録されない。

(3) 商標は、次の法律により、インドにおけるその使用を防止すべきときは又はその範囲まで、登録されない。

(a) 業として使用される非登録商標を保護する法律（特に、詐称通用に関する法律）、又は

(b) 著作権法

(4) 本条は、先の商標又は他の先の権利の所有者が登録に同意する場合における商標の登録を一切妨げるものではない。その場合、登録官は、第 12 条による特別の状況があるものとし当該標章を登録することができる。

説明——本条の適用上、先の商標とは、次のものをいう。

(a) 登録商標又はより早い出願日を有する第 18 条に基づく出願又は第 36 条 E にいう国際登録又は第 154 条にいう条約出願であって、該当する場合は当該商標について主張された優先権を参酌して、当該商標の出願日より早い出願日を有するもの

(b) 商標であって、当該商標の登録出願日又は該当する場合は当該出願について主張された優先日において、周知商標として保護される権利のあったもの

(5) 商標は、(2) 及び(3)に規定された理由の 1 又は 2 以上に関する拒絶理由が異議手続において先の商標の所有者により提起されない限り、前記規定の理由によっては登録を拒絶されない。

(6) 登録官は、商標が周知商標であるか否かを決定するに当たり、商標を周知商標として決定するのに関連すると登録官が認める事実について、次の事項を含め、参酌しなければならない。

(i) 当該商標の使用促進の結果として得られたインドにおける知識を含め、公衆の関係階層における当該商標についての知識又は認識

(ii) 当該商標の使用についての期間、範囲及び地域

(iii) 当該商標が適用される商品若しくはサービスについての博覧会若しくは展示会における広告又は宣伝及び紹介を含め、当該商標の使用促進についての期間、範囲及び地域

(iv) 本法に基づく当該商標の登録又は登録出願についての期間及び地域であって、当該商標の使用又は認識を反映している範囲

(v) 当該商標に関する諸権利の成功裡の執行記録、特に、当該商標が当該記録に基づいて裁判所又は登録官により周知商標として認識された範囲

(7) 登録官は、商標が(6)の適用上、公衆の関係階層において周知であり又は認識されているか否かを決定す

るに当たり、次の事項を参酌しなければならない。当該商標が適用される商品又はサービスについて、

- (i) 実際の又は潜在的な消費者の数
- (ii) 流通経路に介在する人員の数
- (iii) それを取り扱う業界

(8) 商標が裁判所又は登録官によりインドの公衆の少なくとも 1 の関係階層において周知である旨決定された場合は、登録官は、当該商標を本法に基づく登録のため周知商標であると認めなければならない。

(9) 登録官は、商標が周知商標であるか否かを決定するため次の何れも条件として要求することができない。すなわち、

- (i) 当該商標がインドにおいて使用されていること
- (ii) 当該商標が登録されていること
- (iii) 当該商標登録がインドにおいて出願されていること
- (iv) 当該商標が、
 - (a) インドにおいて周知であること、
 - (b) インドにおいて登録されていること、
 - (c) インドにおいてなされた登録出願について、インド以外の管轄権の下にあること、又は
- (v) 当該商標がインドにおける公衆全般に周知であること

(10) 商標登録出願及びそれに係る異議申立てを審査するに当たり、登録官は、

- (i) 同一又は類似の商標に対して周知商標を保護しなければならない、かつ
- (ii) 商標権に影響を及ぼす、出願人若しくは異議申立人の何れかに含まれた不誠実を参酌しなければならない。

(11) 商標が登録官に重要な情報を開示して公正に登録された場合又は商標についての権利が本法の施行前に善意の使用を通じて取得された場合は、本法は、当該商標が周知商標と同一又は類似するとの理由では、当該商標登録又は当該商標使用の権利の有効性を一切害さない。

(5) 暫定的拒絶通報を受領した場合の国際登録出願名義人の応答手続

①暫定的拒絶通報の見本と和訳、内容の説明（使用言語）、全部拒絶／一部拒絶の取扱い

暫定的拒絶理由の通報の見本は、別紙 1 の「ANNEXURE 7」を参照のこと。

②暫定的拒絶通報への応答期間

出願人は、登録官からの異議申立書副本を受領してから 2 か月以内に、答弁書を送付しなければならない（商標規則第 49 条(1)）。

商標規則第 67 条 H 第 36 条 E に基づく出願の審査（2013 年改正）

(5) 国際登録は、これに対する異議申立てを受領次第、規則第 47 条から第 57 条に含まれる規定に従って処理されなければならない。

商標規則第 49 条 答弁書

- (1) 第 21 条(2)により必要とされる答弁書は、様式 TM-6 により、3 通で、登録官からの異議申立書副本を出願人が受領してから 2 か月以内に、これを送付しなければならず、かつ、異議申立書において主張された事実のうち、出願人が容認するものがあれば、それを記述しなければならない。答弁書副本は、登録官が異議申立人に対して、通常はその受領日から 2 か月以内にこれを送達しなければならない。
- (2) 答弁書は、規則第 48 条に記載の異議申立書と同一の方法によりこれを証明しなければならない。

③現地代理人の必要性の有無

拒絶や異議が申し立てられると出願人にも通知され、商標登録局においてさらなる手続を行うにあたっては、現地代理人が必要となる。その際、委任状を提出する必要がある（商標法第 145 条、商標規則第 21 条、ガイドライン 9.3.5、9.3.9d）。

商標規則第 21 条 代理権

- (1) 第 145 条の適用上、代理人への委任状は、様式 TM-48 又は登録官が十分かつ適正とみなす他の様式により、作成しなければならない。
- (2) 当該委任状の場合は、手続又は事項に関する書類の代理人に対する送達は、被代理人に対する送達とみなす。手続又は事項に関して被代理人に対してすべきすべての通知については、当該代理人宛てとすることができ、それに関係しての登録官の面前への出頭は、当該代理人が又は代理人経由ですることができる。
- (3) 特定の場合において、登録官は、出願人、異議申立人、所有者、登録使用者、又はその他の者の自身による署名又は出頭を要求することができる。

④国際登録出願名義人本人が現地代理人なしでできる手続

上記「③現地代理人の必要性の有無」に記載したとおり、拒絶や異議申立ての通報受領後、インド商標登録局への手続を行う際は、代理人によらなければ手続を行うことができない（商標法第 145 条、商標規則第 21 条、ガイドライン 9.3.5、9.3.9d）。

国際登録出願の名義人は、暫定的拒絶通報に対する応答を名義人自身が様式 MM6（商品及びサービスの一覧表の減縮の記録の請求書）、様式 MM7（放棄の記録の請求書）を国際事務局へ提出することによって、指定国毎、指定商品毎の減縮、放棄を行うことができる（共通規則第 25 規則(1)(a)）。なお、MM6 については、国際事務局に対する手続は、所定の手数料を支払う必要があるが、MM7 の手続は手数料を支払う必要がない。詳細は、WIPO の Schedule of Fee⁴²の「7.Miscellaneous recordings」欄等を参照のこと。

共通規則第 25 規則 変更の記録の申請、取消しの記録の申請

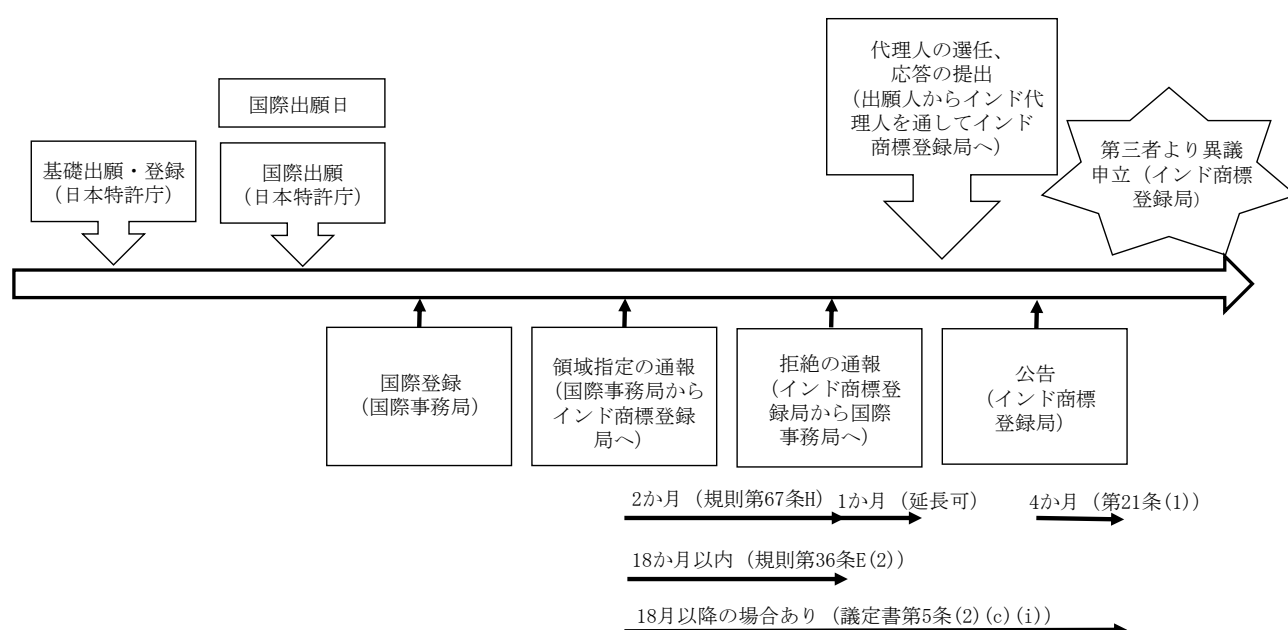
- (1) [申請の提出]
- (a) 記録の申請は、以下のものに関しては一通の公式様式により国際事務局へ提出する。

⁴² <http://www.wipo.int/madrid/en/fees/sched.html> [最終アクセス日：2017 年 2 月 8 日]

- (i) すべての又は一部の商品及びサービス並びにすべての又は一部の指定締約国に関する国際登録の名義人の変更
- (ii) すべての又は一部の指定締約国に関する指定された商品及びサービスについての限定
- (iii) 一部の指定締約国に関するすべての商品及びサービスの放棄
- (iv) 名義人の氏名若しくは名称又はあて先の変更
- (v) すべての指定締約国に関するすべての又は一部の商品及びサービスの国際登録の取消し

⑤暫定的拒絶通報に対し各国に直接応答しない場合又は直接応答後も拒絶理由が解消しない場合の拒絶確定までの概略

図：拒絶が通報され異議が申し立てられる場合⁴³



インドを領域指定する国際登録、国際登録から生じる保護のインドへの拡張についての通報（商標規則第 67 条 G に掲げる通報）は、当該通報の受領の日から通常 2 か月以内に審査される（商標規則第 67 条 H(1)）。

インドにおける商標の保護が付与されるべきでない又は当該保護が国際登録が受理された条件若しくは制限に従うことを条件として又は条件若しくは制限に対する追加の若しくは相異なる条件に従うことを条件として付与されるべきことに納得する場合は、登録官は、出願人が望む場合は出願人を聴聞後に保護の付与を拒絶し第 36 条 E(1)の通告の受領日後 18 か月以内に所定の方法で国際事務局に伝達される（商標法第 36 条 E(2)）。

インドにおいて法に基づく手続の結果、国際登録から生じる保護が失効し、又は変更された場合、登録官は、国際事務局にその結果を通報する（商標規則第 67 条 I）。

拒絶確定声明の見本は、別紙 1 の「ANNEXURE 9」を参照のこと。

⁴³ Rahul Chaudhry, 安原 亜湖「インド商標実務の解説」247 頁 発明推進協会 初版 2013 年 12 月 19 日

商標法第 36 条 E インドが指定された場合の国際登録

- (1) 登録官は、インドが指定された場合の国際登録について国際事務局からの通告を受領後、所定の方法で当該国際登録の詳細記録を保管する。
- (2) (1)にいう国際登録の詳細の記録後に、登録官が事案の状況において、インドにおける商標の保護が付与されるべきでない又は当該保護が国際登録が受理された条件若しくは制限に従うことを条件として又は条件若しくは制限に対する追加の若しくは相異なる条件に従うことを条件として付与されるべきことに納得する場合は、登録官は、出願人が望む場合は出願人を聴聞後に保護の付与を拒絶し(1)にいう通告の受領日後 18 か月以内に所定の方法で国際事務局に伝達することができる。

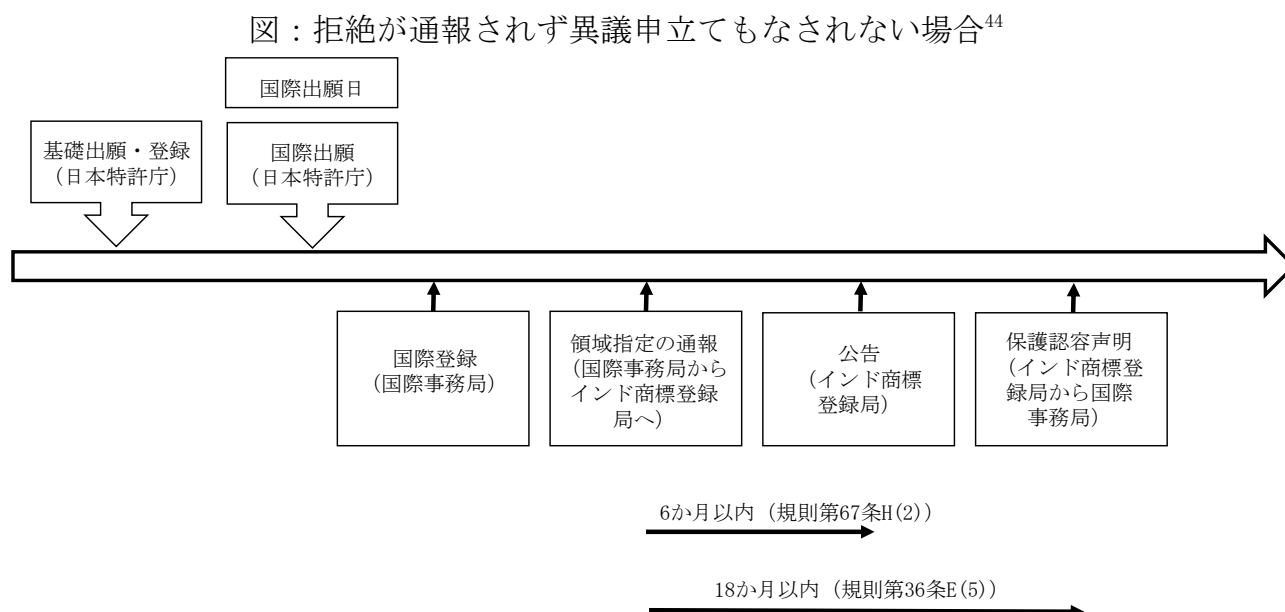
商標規則第 67 条 H 第 36 条 E に基づく出願の審査 (2013 年改正)

- (3) 保護の付与を拒絶する根拠がない場合は、登録官は、通常、通報の受領日から 6 か月の期間内に、法第 20 条に基づいて、商標公報の区別された部分にて、国際登録に関する詳細を公告しなければならない。
- (4) 法第 21 条に基づき異議が申し立てられた場合には、登録官は、マドリッド協定議定書及び共通規則に従って、異議申立てに基づく暫定的拒絶として、国際事務局に事実を通報しなければならない。
- (6) (1)から(5)にて言及されている手続が完了し、登録官が、保護が求められている全ての商品又はサービスについて標章の保護に関して前期拒絶の確認を決定したとき、登録官はその旨の陳述を送付しなければならない。
- (7) 暫定的拒絶が、全体的又は部分的いずれかで撤回されたとき、登録官は、国際事務局に、
- (a) 暫定的拒絶理由が撤回され、保護が要求された全ての商品又はサービスについて保護が付与される旨の陳述、又は
- (b) 条件又は制限の内容及び保護が付与される商品又はサービスを示す陳述を送付しなければならない。
- (8) 保護を拒絶する理由がない場合、登録官は、国際事務局に、インドにおいて標章への保護が付与された旨を通報しなければならない。
- (9) インドにおける標章の保護に影響する更なる決定がある場合、登録官は、その旨の通知の陳述を、国際事務局に送付しなければならない。

商標規則第 67 条 I 保護の無効化 (2013 年改正)

インドにおいて法に基づく手続の結果、国際登録から生じる保護が失効し、又は変更された場合、登録官は、国際事務局にその結果を通報しなければならない。

(6) 拒絶理由解消後又は拒絶理由が存在しない場合の登録までの概略



国際登録の保護が異議申立てされずに異議申立ての届出の期限が満了したときは、商標法第 36 条 E(1)に基づく通告の受領後 18 か月の期間内に国際登録に基づく商標保護の拡張の受理が国際事務局に通告される（商標法第 36 条 E(5)）。

保護を拒絶する理由がない場合、登録官は、国際事務局に、インドにおいて標章への保護が付与された旨を通報する（商標法第 67 条 H(8)）。

ただし、インドにおける標章の保護に影響する更なる決定がある場合、登録官は、その旨の通知の陳述を、国際事務局に送付する（商標法第 67 条 H(9)）。

保護認容声明の見本は、別紙 1 の「ANNEXRE 11」を参照のこと。

商標法第 36 条 E インドが指定された場合の国際登録（2013 年改正）

(5) 国際登録の保護が異議申立てされず異議申立ての届出の期限が満了したときは、登録官は、(1)に基づく通告の受領後 18 か月の期間内に当該国際登録に基づく商標保護の拡張の同官による受理を国際事務局に通告し、登録官が国際事務局に通告することを怠る場合は保護が商標に拡張されたものとみなされる。

(7) 登録

異議申立てがなく、異議申立期間が経過したとき、又は異議申立てがされ、かつ、その申立てが却下されたときは、出願から 18 か月以内に商標は登録される（商標法第 36 条 E(5)）。

国際登録日より、国際登録以前に取得された、いかなる権利も侵害することなく、インドにてなされた登録に置き換わる（商標法第 36 条 E(6)）。

⁴⁴ Rahul Chaudhry, 安原 亜湖「インド商標実務の解説」247 頁 発明推進協会 初版 2013 年 12 月 19 日発行

インドにおける国際登録は、インドが指定された場合の商標の国際登録日又は商標の国際登録から生じるインドへの保護の拡張について国際事務局の登録簿に記録された日から、インドにおいて登録された商標と同等の保護を受けることができる(商標法第 36 条 F(1))。

商標法第 36 条 E インドが指定された場合の国際登録 (2013 年改正)

(6) 商標の登録所有者が当該商標の国際登録をなしインドを指定する場合、登録日後の国際登録は、当該先に所有される登録に基づいて取得された何れの権利をも害することなくインドで所有される登録を代替する。

商標法第 36 条 F 国際登録の効果

(1) インドにおける国際登録は、インドが指定された場合の商標の国際登録日又は商標の国際登録から生じるインドへの保護の拡張について国際事務局の登録簿に記録された日から、インドにおいて登録された商標と同等の保護を受けることができる。

①登録簿

領域指定の通報を国際事務局から受領した登録官は、全ての記載事項を「国際登録の記載事項の記録」と呼ばれる記録に電子的に登録する。この登録は、商標登録簿に記録されたものと同様の効果を生じる(商標法第 36 条 E(1)、商標規則第 67 条 G(1)、(2))。

第36条E(6)に基づき、国際登録がインドにおける登録に代替されたものとみなされた場合、登録官は、国際登録の所有者の請求により、法第6条(1)に従って保持された商標登録簿に当該国際登録の記載をし、必要な登録がされ、登録官によって、国際事務局へ通告される(商標規則第67条L)。

商標規則第67条L 国内登録への代替 (2013年改正)

第36条E(6)に基づき、国際登録がインドにおける登録に代替されたものとみなされた場合、登録官は、国際登録の所有者の請求により、法第6条(1)に従って保持された商標登録簿に当該国際登録の記載をし、必要な登録をしなければならない。その後、登録官は、共通規則第21規則に基づいて国際事務局へ通告しなければならない。

②登録証書の発行

国内登録の場合は、登録官は、出願人に対して商標登録局の公印を捺印した所定の様式による登録証を交付する(商標法第 23 条(2))。また、所定の手数料を添えて申請したときは、登録、事項若しくは事柄に関して、第 23 条(2)に基づく登録証以外の証明書(認証謄本)の交付を求めることができる(商標規則第 119 条)。

国際登録の場合は、登録証書についての特段の規定はなく(商標法第 23 条は、国際登録の場合の準用規定ではない)、商標登録簿に記録されたものと同様の効果を生じる「国際登

録の記載事項の記録」と呼ばれる記録に電子的に登録されるのみである。更に、マドリッド協定議定書に基づくガイドライン（Guidelines for Functioning Under the Madrid Protocol）にも登録証書の見本がないことから、登録証書は発行されないと考えられる。

商標法第 23 条 登録

- (2) 商標が登録されたときは、登録官は、出願人に対して商標登録局の公印を捺印した所定の様式による登録証を交付する。
- (4) 登録官は、誤記又は明らかな錯誤を訂正するために登録簿又は登録証を補正することができる。

商標規則第 62 条 登録証

- (1) 第 23 条(2)に基づいて登録官により交付されるべき商標登録証は、事件の状況から必要とされる修正を施した様式 0-2 によるものとし、かつ、登録官は、商標の写しを登録証に添付しなければならない。
- (2) (1)にいう登録証は、訴訟又は海外での登録取得のために、これを使用することができない。
- (3) 登録官は、所定の手数料を添えた様式 TM-59 による登録所有者の請求に基づいて、登録証の副本又は追加謄本を交付することができる。登録時にその登録願書の様式において正確に示された通りの標章の台紙なしの表示は、当該請求にこれを添付しなければならない。

商標規則第 119 条 書類の認証謄本

登録官は、登録簿における登録事項の認証謄本若しくは第 148 条(1)に掲げた書類の認証謄本又は登録官の決定若しくは命令の認証謄本を提供することができ、又は何人かから所定の手数料を添えた様式 TM-46 によるそれについての申請を受領したときは、法又は本規則によりすることを授權され又は必要とされる登録、事項若しくは事柄に関して、第 23 条(2)に基づく登録証以外の証明書を交付することができる。登録官は、標章の写しについては、当該目的に適するその写しが申請人から提出されない限り、証明書又は認証謄本中にこれを含ませる義務を負わないものとする。ただし、登録官は、前記書類の早期認証謄本については、その旨の様式 TM-70 により受領した請求に基づいて、当該請求の通常手数料の 5 倍額の納付があったときは、30 就業日以内にこれを提供しなければならない。

(8) 登録後の注意事項

商標の国際登録の存続期間は 10 年であり、存続期間満了後は 10 年の期間更新される（商標法第 36 条 G(1)）。

割増手数料の納付を条件として、国際登録の更新のために 6 か月の猶予期間が認められる（商標法第 36 条 G(2)）。

更新時の使用証明書の提出は要求されない。ただし、5 年以上善意の使用がなかったことが立証された場合、商標法第 47 条（不使用を理由とする登録の抹消及び制限）によって登録が抹消される⁴⁵（WIPO Home Page 「Maintenance Requirement」の欄）。

⁴⁵ <http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/in.html?part=misc> [最終アクセス日：2017 年 2 月 8 日]

商標法第 36 条 G 国際登録の存続期間及び更新（2013 年改正）

- (1) 国際事務局における商標の国際登録は、10 年の期間とし前期間の満了後は 10 年の期間更新される。
- (2) 規則に定め割増手数料の納付を条件として、国際登録の更新のために 6 か月の猶予期間が認められる。

商標法第 47 条 不使用を理由とする登録の抹消及び制限

(1) 次の理由で被害を蒙った何人かによって、登録官又は審判部に対して、所定の方法により申請があったときは、登録商標は、その指定商品又はサービスについて登録簿から抹消することができる。

(a) 商標が、登録出願人としては、自己又は第 46 条の規定が適用される場合は、当該法人若しくは場合に依拠して登録使用者による、それらの商品又はサービスについて使用する誠実な意思がなかったにも拘らず、登録され、かつ、実際に当時の所有者により、それらの商品又はサービスについて当該申請の日 3 か月前まで公正に使用されなかったこと、又は

(b) 当該申請の日 3 か月前までに、当該商標が実際に登録簿に登録された日から引き続き 5 年以上の期間が既に経過し、その期間中、当該商標が登録されていたが、当時の所有者によるそれらの商品又はサービスについての商標の公正な使用がなかったことただし、出願人が第 12 条により当該商品若しくはサービスについて同一若しくは類似の商標を登録する許諾を受けた場合、又は審査審判廷がその者に当該商標の登録許可を与えることを適当と認めた場合を除き、関係日前に又は場合に依拠して関係期間中に、当時の所有者による次の当該商標の公正な使用があったことが明らかにされたときは、審査審判廷は、(a) 又は (b) により商品又はサービスについての申請を却下することができる。

(i) 同一種類の商品若しくはサービス、又は

(ii) 指定の商品又は場合に依拠して指定のサービスである当該種類のそれら商品若しくはサービスと関連している商品又はサービス

(2) 商標登録に係る指定商品又はサービスについて、

(a) インド国内の特定の場所（輸出される場合を除く）において販売その他の方法により取引される商品、インド国外の特定の市場に対して輸出される商品又はインド国内の特定の場所において利用若しくは受入れ可能なサービス若しくはインド国外の特定市場において利用できるサービスについて、当該商標の不使用に関する限り、(1) (b) にいう状況が存在すると認められ、かつ

(b) 何人かが、当該場所において販売その他の方法により取引される商品、輸出される商品又は利用若しくは受入れ可能なサービス若しくは当該国において利用できるサービスについての使用に効力が及ぶ登録を受けている商品に係る同一若しくは類似の商標の登録を第 12 条により許可され、又は審査審判廷がその者に当該商標の登録許可を与えることが適当と認める場合において、その者が審判部若しくは登録官に対して所定の方法により申請したときは、審査審判廷は、登録がこのような使用に及ぶのを止めることを保証するため適当と認める制限を最初に述べた商標についての登録に対して課すことができる。

(3) 商標の不使用が、法律又は規則により課されたインドにおける商標使用の限定を含む取引上の特殊状況によったものであり、申請の関係する商品若しくはサービスについての商標を放棄する意思又は商標を使用しない意思によるものでなかったことが明らかにされたときは、申請人は、商標の不使用について (1) (b) 又は (2) の適用を援用することができない。

(9) 異議

拒絶する根拠がない場合は、国際事務局から領域指定の通報の受領の日から 6 か月以内に、商標公報にて公告される（商標規則第 67 条 H(3)）。

異議申立期間は、通常の出願と同様に公告された商標公報発行日から 4 か月以内である（商標法第 21 条、商標規則第 47 条(1)）。

異議申立書の要件は、商標規則第 48 条に規定されている（商標規則第 48 条）。

答弁書は、登録官からの異議申立書副本を出願人が受領してから 2 か月以内に、送付されなければならない。かつ、異議申立書において主張された事実のうち、出願人が容認するものがあれば、それが記述されなければならない。登録官は、異議申立人に、通常は答弁書の受領日から 2 か月以内に、答弁書副本を送達する（商標規則第 49 条）。

法第 21 条に基づき異議が申し立てられた場合には、登録官は、マドリッド協定議定書及び共通規則に従って、異議申立てに基づく暫定的拒絶として、国際事務局に事実を通報する（商標法第 67 条 H(4)）。

国際登録の保護が異議申立てされずに異議申立ての届出の期限が満了したときは、登録官は、第 36 条 E(1)に基づく通告の受領後 18 か月の期間内に当該国際登録に基づく商標保護の拡張の同官による受理を国際事務局に通告し、登録官が国際事務局に通告することを怠った場合は保護が商標に拡張されたものとみなされる（商標法第 36 条 E）。

商標法第 20 条 出願公告

(1) 商標登録出願が、無条件に又は条件付若しくは制限付で受理されたときは、登録官は、受理後速やかに、当該出願の受理をその受理の際に付せられた条件又は制限（ある場合）と共に所定の方法で公告しなければならない。ただし、出願が第 9 条(1)並びに第 11 条(1)及び(2)が適用される商標に関するとき又は特別の状況により適当と認められるときは、登録官は、受理する前に当該出願を公告させることができる。

(2) 登録官は、

(a) 出願が(1)により受理前に公告されたとき、

(b) 出願の公告後に、

(i) 願書の誤記が訂正され、又は

(ii) 第 22 条により願書の補正が認められたときは、自己の裁量により出願の再公告をすることができるものとし、又は(b)に該当する場合は出願の再公告に代えて、当該願書についてされた訂正又は補正を所定の方法により公告することができる。

商標法第 21 条 登録異議の申立て

(1) 何人も、登録出願の公告若しくは再公告のあった日から 4 か月以内に、所定の方法により所定の手数料を納付して書面をもって登録官に対して登録異議の申立てをすることができる。

(2) 登録官は、登録出願人に対して異議申立書の写し（副本）を送達しなければならない。出願人は、異議申立書の写し（副本）の送達を受けたときから 2 か月以内に所定の方法により自己の出願を理由あるものとする答弁書を登録官に対して提出しなければならない。答弁書を提出しないときは、出願人は、当該出願を

放棄したものとみなされる。

(3) 出願人が答弁書を提出したときは、登録官は、その写し（副本）を異議申立人に送達しなければならない。

(4) 異議申立人及び出願人は、証拠があるときは、所定の方法により所定の期間内に、登録官に対してそれを提出しなければならない。登録官は、それらの者の希望があるときは、それらの者に対して聴聞を受ける機会を与えなければならない。

(5) 登録官は、必要と認めるときは関係人の聴聞及び証拠調べの後に、登録の可否及び登録に対する条件若しくは制限（ある場合）を決定しなければならない。登録官は、異議申立人が主張しない異議事由についても、参酌することができる。

(6) 異議申立人又は異議申立書の写し（副本）の送達を受けた後答弁書を提出した出願人が、インドにおける住所を有さず、営業も行っていないときは、登録官は、登録官に対する手続費用の担保を提供すべきことを命じることができる。担保が遅滞なく提供されないときは、登録官は、当該異議申立て又は場合に応じて出願が放棄されたものとして取り扱うことができる。

(7) 登録官は、請求があれば、異議申立書又は答弁書の誤記の訂正又は補正を、登録官が適正と認める条件を付して、許可することができる。

商標法第 73 条 証明商標の登録に対する異議

登録官は、出願を受理したときは、所定の方法により速やかに、その旨を公告しなければならない。第 21 条の規定は、第 18 条による出願に対するのと同様に、標章の登録に対しても適用する。

商標規則第 43 条 公告方法

(1) 第 20 条(1)に基づいて公告すること又は同条(2)に基づいて再公告することが必要とされる商標の各登録出願は、通常は登録出願受理から 6 か月以内又は第 154 条(2)に掲げた期間の満了後の何れか遅いときに、公報によりこれを公告しなければならない。

(2) 出願の商標が語以外である場合は、登録官は、電子的に走査してデスクトップパブリッシング（DTP）のパッケージに取り込むために公告を命じられた商標の走査用複製を提出するよう要求することができる。

(3) 登録官は、公報により公衆に通知した後、インターネット、ウェブサイト又は何らか他の電子媒体を通じ公報により出願書類を公開することができる。

(4) 登録官は、公報により出願人に通知の後、CD-ROM による公報を、その費用の納付があったときは、利用可能にすることができる。

商標規則第 44 条 連続商標の公告

出願が第 15 条(3)に掲げた明細に関して相互に異なる連続商標に関係するときは、登録官は、適当と認めるときは、当該出願の公告と共に数件の商標が相互に異なる態様についての陳述を掲載することができる。

商標規則第 45 条 出願の訂正又は補正の告示

第 20 条(2)(b)が適用される出願の場合において、登録官は、その旨を決定するときは、当該出願を再公告させる代わりに、出願番号、出願がされた 1 又は複数の類、出願人のインドにおける主営業所があればその名

称及び住所、又は出願人がインドにおける主営業所を有していないときはインドにおける送達宛先、出願が公告された公報の番号、及び願書に行われた訂正若しくは補正を記述した告示を公報に掲載することができる。

商標規則第 46 条 登録官に対する標章の公告についての明細の請求

何人も登録官に対して、様式 TM-58 により、当該様式において指定した商標が公告された公報の番号及び日付についての通知を請求することができるものとし、登録官は、請求人に対して、当該明細を提供しなければならない。

商標規則第 47 条 異議申立書（2013 年改正）

- (1) 第 21 条(1)に基づく商標登録に対する異議申立ては、これに関して規則第 48 条に規定されているように、様式 TM-5 により、2 通で、商標登録のための出願が公告され、又は再公告された商標公報の発行の日から 4 か月の期間内に、これをしなければならない。
- (2) 商標登録の単一出願に関し異議が申し立てられた場合は、当該申立てには様式 TM-5 により申し立てられる当該異議についての各類に係る手数料を添えなければならない。
- (3) 異議が第 18 条(2)に基づいてなされた単一出願に関し特定の 1 又は複数の類についてのみ申し立てられた場合は、残余の 1 又は複数の類の出願については、様式 TM-53 による当該出願の分割の請求が分割手数料を添えて出願人によりなされるまで、登録手続を進めないものとする。
- (4) 商標登録の単一出願に関し 1 又は複数の類における異議が一切申し立てられない場合は、当該類に関する出願は、第 19 条及び第 23 条(1)に従うことを条件として、係属中の異議申立てに関する 1 又は複数の類における出願の分割後、登録手続を進めるものとする。
- (5) 特定の公報に関して受領された商品又はサービスについての商標登録に対するすべての異議申立てについては、公報によりこれを公告しなければならない。ただし、本項における如何なる規定も、そのように公告された特定の公報から残ったすべての商標が自動的に登録手続を進められるものと解釈してはならない。

商標規則第 48 条 異議申立書の要件

- (1) 異議申立書は、次のものを含まなければならない。
 - (a) 異議申立対象の出願に関して
 - (i) 異議申立対象の出願番号
 - (ii) 異議申立対象の商標出願において列挙された商品又はサービスの表示、及び
 - (iii) 商標出願人の名称
 - (b) 異議申立てが基礎としている先の標章又は先の権利に関して
 - (i) 当該異議申立てが先の標章を基礎としている場合は、その旨の陳述及び先の標章の地位の表示
 - (ii) 入手可能な場合は、当該先の標章の優先日を含め、出願番号又は登録番号及び出願日
 - (iii) 当該異議申立てが第 11 条(2)の趣旨における周知商標であると主張される先の標章を基礎としている場合は、その旨の表示及び当該先の標章が周知であると認識されている 1 又は複数の国名の表示
 - (iv) 当該異議申立てが第 11 条(2)(b)の趣旨における名声を有する先の標章を基礎としている場合は、その旨の表示及び当該先の標章が登録されているか又は出願されているか否かの表示

- (v) 異議申立人の標章の表示及び適切な場合は当該標章又は先の権利の説明
- (vi) 商品若しくはサービスに関して先の標章が登録済み若しくは出願済みであるか又は商品若しくはサービスに関して当該先の標章が第 11 条(2)の趣旨における周知であるか若しくは同条の趣旨における名声を有する場合は、異議申立人は、当該先の標章が保護されているすべての商品又はサービスを表示するときは、当該異議申立てが基礎とするそれらの商品又はサービスもまた表示しなければならない。
- (c) 異議申立人に関して
- (i) 異議が先の標章又は先の権利の所有者により申し立てられる場合は、その者の名称及び住所、並びにその者が当該標章又は権利の所有者である旨の表示
- (ii) 異議が登録使用者でない使用権者により申し立てられる場合は、当該使用権者の名称及び住所、並びにその者が異議を申し立てることを授權されている旨の表示
- (iii) 異議が商標の登録所有者の権原の承継人であって新所有者として未登録の者により申し立てられる場合は、その旨の表示、異議申立人の名称及び住所、並びに当該新所有者の登録申請が所轄支局により受領された日付又はこの情報が入手不能の場合は所轄支局に送付された日付の表示、及び
- (iv) 異議申立人がインドにおける営業所を有していない場合は、異議申立人の名称及びその者のインドにおける送達宛先
- (d) 当該異議申立てが基礎とする理由
- (2) 異議申立書は、異議申立人が又はその他の当該事件の事実を熟知する者がこれを証明しなければならない。
- (3) 証明する者は、特に異議申立書の番号付段落を参照することにより、自己の知識による立証事項及び受領しかつ真正と信じる情報に基づいて証明する事項を陳述しなければならない。
- (4) 当該証明は、それを行う者により署名されるものとし、かつ、それが署名された日付及び場所を記載しなければならない。

商標規則第 50 条 異議申立てを支持する証拠

- (1) 異議申立人は、答弁書の写しを送達されてから 2 か月以内又は登録官が請求に基づいて許可することがある後総計 1 か月を超えない延長期間内に、自己の異議を支持して提示を希望する宣誓供述書の方式による証拠を登録官に提出するか、又は自己の異議申立てを支持する証拠を提出することは希望しないが異議申立書に記載の事実の依拠したい旨を登録官及び出願人に対して、書面をもって通知しなければならない。異議申立人は、本項に基づいて登録官に対して提出する証拠の写しを出願人に対しても送達し、かつ、当該送達について書面をもって登録官に通知しなければならない。
- (2) 異議申立人が(1)に掲げた期間内に(1)に基づいて如何なる行動も一切しないときは、その者の異議申立ては、放棄されたものとみなされる。
- (3) (1)に掲げた 1 か月の期間延長の申請は、同項に掲げた 2 か月の期間満了前に所定の手数料を添えて、様式 TM-56 によりしなければならない。

商標規則第 51 条 出願を支持する証拠

- (1) 異議申立てを支持する宣誓供述書の写しを出願人が受領してから若しくは異議申立人がその異議申立てを支持する証拠の提示を希望しない旨の通知の写しを出願人が受領してから 2 か月以内に、又は登録官が請

求に基づいて許可することがある総計 1 か月を超えない延長期間内に、出願人は、自己の出願を支持して提出を希望する宣誓供述書による証拠を登録官に提出し、かつ、その写しを異議申立人に対して送達しなければならない。又はその者は証拠を提出することは希望しないが、答弁書に記載された事実及び／又は当該出願に関連して自己の既に提出済みの証拠に依拠しようとする旨を、登録官及び異議申立人に通知しなければならない。出願人が当該出願に関連して自己の既に提出済みの証拠に依拠する場合は、出願人は異議申立人に対してその写しを送達しなければならない。

(2) (1)に掲げた 1 か月の期間の延長申請は、同項に掲げた 2 か月の期間満了前に所定の手数料を添えて、様式 TM-56 によりしなければならない。

商標規則第 52 条 異議申立人による弁駁証拠

出願人の宣誓供述書の写しを異議申立人が受領してから 1 か月以内に又は登録官が様式 TM-56 による請求に基づいて許可することがある総計 1 か月を超えない延長期間内に、異議申立人は、宣誓供述書による弁駁証拠を登録官に提出することができ、かつ、その写しを出願人に送達しなければならない。この証拠については、弁駁する事項に厳格に限定しなければならない。

商標規則第 53 条 追加の証拠

追加の証拠は、何れの側に対しても提出してはならないが、登録官に対する何らかの手続においては、登録官は、自己が適当と認めるときはいつでも、出願人又は異議申立人の何れに対しても、証拠を提出することについて、登録官が適当と認める費用又はその他の条件を付して、許可することができる。

商標規則第 54 条 証拠書類

異議申立てにおいて提出された宣誓供述書に対する証拠書類が存在するときは、各証拠書類の写し又は印刷物については、他の当事者の請求に基づいて、かつ、その者の費用により、その者に対して送付しなければならない。又は当該写し若しくは印刷物が便宜に提出できないときは、原本を閲覧に供するため、登録官に提出しなければならない。証拠書類原本は、登録官が別段の指示をしない限り、聴聞において提出しなければならない。

商標規則第 55 条 書類の翻訳文

書類がヒンズー語又は英語以外の言語によるものであり、かつ、それが異議申立書、答弁書、又は異議申立てについて提出された宣誓供述書において引用される場合は、ヒンズー語又は英語による認証翻訳文 2 通を提出しなければならない。

商標規則第 56 条 聴聞及び決定

(1) 証拠が若しあればそれが完成されたとき、登録官は、聴聞の最初の日付を全当事者に通知しなければならない。当該通知は、通常は当該証拠の完成から 3 か月以内にしなければならない。聴聞の日付は、最初の通知の日から少なくとも 1 か月後の日付でなければならない。最初の通知の受領から 14 日以内に、出席を希望する当事者は、様式 TM-7 により、登録官に対してその旨を通知しなければならない。登録官に対して前記の期間内にその旨を通知しない当事者は、聴聞を受けることを希望しないものとしてこれを取り扱うことが

でき、登録官は、それに応じて行動することができる。

(2) 聴聞延期の十分な原因が何れの当事者によっても示されないときは、登録官は遅滞なく当該事項を処理することができる。

(3) 出願人が延期された聴聞の日に出席せず、かつ、TM-7 により聴聞に出席する自己の意思を通知しなかったときは、当該出願は、放棄されたものとしてこれを取り扱うことができる。

(4) 異議申立人が延期された聴聞の日に出席せず、かつ、様式 TM-7 により聴聞に出席する自己の意思を通知しなかったときは、当該異議申立ては、手続不足によりこれを却下することができ、当該出願は、第 19 条に従うことを条件として登録手続を進めることができる。

(5) 各延期事件においては、登録官は、当該事件の追加聴聞の日を指定しなければならない、当該延期により発生した費用又は登録官が適当とみなす割増費用に関する命令を発しなければならない。

(6) 当事者の記録に存在する代理人又は弁護士が他の法廷に従事しているとの事実は、延期の理由にならないものとする。

(7) 如何なる理由によるものであっても当該事件に対処する弁護士若しくは代理人の病気又はその無能力が延期理由に挙げられた場合は、登録官は、当該延期の付与を拒絶することができる。ただし、当該弁護士又は場合に応じて代理人が適時に他の代理人又は弁護士を雇用することができなかった場合は、この限りでない。

(8) 登録官は、当該手続の当事者により抗弁書が提出されたときは、それを記録に留めなければならない。

(9) 登録官の決定は、書面をもって、当事者に通知しなければならない。

商標規則第 57 条 費用に対する担保

第 21 条(6)に基づいて登録官が要求することができる費用に対する担保は、登録官が適正と認める金額で決定することができ、当該金額は、異議申立手続の如何なる段階にあっても、登録官がこれを更に増額することができる。

(10) 上訴

現行法で知的財産審判部 (IPAB) が設置され、知的財産審判部は、商標の本件登記官が出した命令に対する上訴を審理することができる唯一の管轄権を有する (商標法第 83 条)。

審判部に対して、審判請求をしようとする対象の命令又は決定が審判請求をしようとする者に通知された日から 3 か月以内に、審判請求をすることができる (商標法第 91 条(1))。

審判部は、その聴聞の場所及び時期の決定を含めそれ自体の手続を規定する権限を有する (商標法第 92 条(1))。

審判部は、本法によるその職務を遂行する目的で、(a) 証拠を受理すること、(b) 証人尋問囑託書を交付すること、(c) 公文書記録を請求すること、及び(d) その他の所定事項についての訴訟を審理する間、1908 年民事訴訟法により民事裁判所に付与された権限と同一の権限を有する (商標法第 92 条(2))。以前は、この管轄権は高等裁判所に属していた。

審判請求をしようとする対象の命令又は決定事項に関して、裁判所又はその他の当局は、管轄権、権限を一切有さず、かつ、行使することができない (商標法第 93 条)。

仮命令（差止命令若しくは停止命令又はその他の方法による）は、審判請求に対して又は審判請求に関する手続において発することができない。ただし、(a) 当該審判請求の写し及び当該暫定命令の申請を支持するすべての書類の写しが当該審判請求をし又はしようとする相手方当事者に提出される場合、及び(b) その事件について聴聞を受ける機会が前記当事者に与えられる場合は、この限りではない（商標法第 95 条）。

審判部の命令に対する 2 回目の上訴については規定されていない。

審判部は、詐称通用に関する訴訟に対しては管轄権を有しておらず、これらに関する訴訟は、相変わらず裁判所の管轄権下にある。

商標法第 83 条 審判部の設置

中央政府は、官報告示により、本法により又はそれに基づいて付与された管轄権、権限を行使するため、知的所有権審判部と呼ばれる審判部を設置する。

商標法第 91 条 審判部への審判請求

(1) 本法又はそれに基づいて制定の規則による登録官の命令又は決定による被害者は、審判部に対して、審判請求をしようとする対象の命令又は決定が審判請求をしようとする者に通知された日から 3 か月以内に、審判請求をすることができる。

(2) 審判請求は、(1) に規定の期間の満了後にされたときは、一切受理されない。ただし、審判請求をしようとする者が当該規定期間内に審判請求をしなかったことに十分な理由があったことについて審判部を納得させたときは、審判請求は、当該規定期間満了後であっても受理されることがある。

(3) 審判部への審判請求は、所定の様式により、かつ、所定の方法により証拠付けられるものとし、更に審判請求対象の命令書又は決定書の写し 1 通及び所定の手数料を添付しなければならない。

商標法第 92 条 審判部の手続及び権限

(1) 審判部は、1908 年民事訴訟法に規定された手続により拘束されないが、公平の原理に従うものとし、かつ、本法の規定及びそれに基づいて制定の規則に従うことを条件として、審判部は、その聴聞の場所及び時期の決定を含めそれ自体の手続を規定する権限を有する。

(2) 審判部は、本法によるその職務を遂行する目的で、次の事項についての訴訟を審理する間、1908 年民事訴訟法により民事裁判所に付与された権限と同一の権限を有する。すなわち、

- (a) 証拠を受理すること
- (b) 証人尋問嘱託書を交付すること
- (c) 公文書記録を請求すること、及び
- (d) その他の所定事項

(3) 審判部における何らかの手続は、インド刑法第 193 条及び第 228 条の趣旨において、かつ、同法第 196 条の適用上、司法手続とみなし、審判部は、1973 年インド刑事訴訟法第 195 条及び同法第 XXVI 章のすべての適用上、民事裁判所とみなす。

商標法第 93 条 裁判所の管轄権等の禁止

裁判所又はその他の当局は、第 91 条(1)にいう事項に関して管轄権、権限を一切有さず、かつ、行使することができない。

商標法第 95 条 仮命令を発する条件

本法の他の規定又は現に効力を有する他の法律に拘らず、仮命令（差止命令若しくは停止命令又はその他の方法による）は、審判請求に対して又は審判請求に関する手続において発することができない。ただし、次の場合は、この限りでない。

- (a) 当該審判請求の写し及び当該暫定命令の申請を支持するすべての書類の写しが当該審判請求をし又はしようとする相手方当事者に提出される場合、及び
- (b) その事件について聴聞を受ける機会が前記当事者に与えられる場合

商標法第 97 条 審判部に対する更正等の申請手続

- (1) 第 57 条により審判部にされる登録簿の更正申請書は、所定の様式による。
- (2) 本法による登録商標に関する審判部の各命令又は審決の認証謄本は、審判部により登録官に伝達され、登録官は、審判部の命令を遂行し、かつ、指示されたときは、登録簿の登録を当該命令に従い補正するか又は更正しなければならない。

商標法第 98 条 法律手続への登録官の出頭

- (1) 登録官は、次の法律手続に出頭し、かつ、聴聞を受ける権利を有する。
 - (a) 登録簿の変更若しくは更正を含む救済が請求され、又は商標登録局の執行に関する問題が提起されている審判部における法律手続
 - (b) 次の商標の登録出願についての登録官の命令についてされた審判部に対する審判請求
 - (i) 異議の申立てがなく、かつ、出願が登録官によって拒絶され、又は修正、変更条件若しくは制限を付して受理された出願、又は
 - (ii) 異議の申立てがあり、かつ、登録官が公共の利益のため自己の出廷が必要と認めた出願また、登録官は、審判部のその旨の命令があったときは、如何なる場合も出廷しなければならない。
- (2) 登録官は、審判部の別段の命令がある場合を除き、出廷する代わりに、争点に関して登録官に対してされた手続、自己が行った決定に影響した理由、同種事例における商標登録局の慣行又は争点に関係があるその他の事項であって、登録官として知り得た事項について、自己が適当と認める明細を記載し、自己が署名した陳述書を提出することができる。この場合に、その陳述書は、法律手続において証拠となる。

（１１）権利行使

①権利の発生時期、条件

商標登録が有効なときは、商標の登録所有者に対して、商標登録に係る商品又はサービスについての商標の排他的使用の権利及び当該商標の侵害に係る救済を本法に規定の方法

により取得する排他的権利が付与される（商標法第 28 条(1)）。

商標の排他的使用の権利は、その登録に付された条件又は制限に従う（商標法第 28 条(2)）。

何人も、登録されていない商標の侵害に対しては、差止め又は損害賠償の訴訟を提起することができない（商標法第 27 条）。

詐称通用に基づく訴訟は、商標が非登録の場合でも提起することができる。詐称通用訴訟の法的根拠は、コモンローとコモンロー上の判例である。なお、商標法第 27 条で非登録商標の侵害に対する訴訟不能と規定されているが、詐称通用に関するコモンロー上の権利は、別個独立した権利として認められている。したがって、詐称通用に基づく訴訟は、制定法による救済ではなく、コモンロー上の救済である。

商標権侵害を構成する要件は、商標法第 29 条各項に記載されており、商標が同一又は類似、商品又はサービスが同一類似の場合（商標法第 29 条(1)、(2)）の他、商品又はサービスが非類似の場合でも侵害を構成する場合がある（商標法第 29 条(4)）。

商標法第 27 条 非登録商標の侵害に対する訴訟不能

(1) 何人も、登録されていない商標の侵害に対しては、差止め又は損害賠償の訴訟を提起することができない。

(2) 本法の如何なる規定も、商品若しくはサービスを他人の商品若しくは他人により提供されたサービスと詐称通用させる者に対する訴訟を提起する権利又はそれに関する救済措置に影響を及ぼすものではない。

商標法第 28 条 登録により付与される権利

(1) 本法の他の規定に従うことを条件として、商標登録が有効なときは、商標の登録所有者に対して、商標登録に係る商品又はサービスについての商標の排他的使用の権利及び当該商標の侵害に係る救済を本法に規定の方法により取得する排他的権利が付与される。

(2) (1) による商標の排他的使用の権利は、その登録に付された条件又は制限に従う。

(3) 2 人以上の者が同一又は相互に類似する商標の登録所有者であるときは、それらの何れかの商標の排他的使用の権利は（それら各人の商標権が、商標登録簿に登録の際に付された条件又は制限を受けることを除き）、当該商標の登録のみでは、その中の他の者に対抗するものとして何れか 1 人によって取得されたものとはみなさず、それらの各人は、単独の登録所有者が有するのと同様の権利を他の者（許諾使用による登録使用者を除く）に対して有するものとみなす。

商標法第 29 条 登録商標の侵害

(1) 登録商標は、登録所有者でない者又は許諾使用による使用者でない者であって、その商標と同一又は類似の標章を、商標登録の指定商品若しくはサービスについて、当該標章の使用を商標として使用するものであると誤認される虞がある方法により、業として使用する者によって、侵害される。

(2) 登録商標は、登録所有者でない者又は許諾使用による使用者でない者が、業として標章を使用し、その標章が、次の理由により公衆に混同を生じさせる虞があるか又は登録商標との関連性を有する虞があるときは、侵害される。

- (a) 登録商標との同一性及び当該登録商標に係る商品若しくはサービスの類似性、
 - (b) 登録商標との類似性及び当該登録商標に係る商品若しくはサービスの同一性若しくは類似性、又は
 - (c) 登録商標との同一性及び当該登録商標に係る商品若しくはサービスの同一性
- (3) (2) (c)に該当する場合は、裁判所は、それは公衆に混同を生じさせる虞があるものと推定する。
- (4) 登録商標は、登録所有者でない者又は許諾使用による使用者でない者が、業として標章を使用し、それが次の標章であるときは、侵害される。
- (a) 登録商標と同一又は類似の標章、
 - (b) 指定商品又はサービスと類似しない商品又はサービスに関して使用される標章、及び
 - (c) 登録商標がインドにおいて評判が高く、かつ、正当な理由のない標章の使用が当該登録商標の識別性若しくは評判を不当に利用し又はそれを損なう標章
- (5) 登録商標は、当該登録商標を自己の商号若しくは商号の一部として又は指定商品若しくはサービスを取り扱う会社の社名若しくは社名の一部として使用する者によって、侵害される。
- (6) 本条の適用上、ある者は、特に次の場合は、登録商標を使用したものとする。
- (a) 商標を商品又は商品の包装に貼付する場合
 - (b) 登録商標の下で、商品を販売のため申出し、展示し、市場に出し、それらの目的で貯蔵し又は登録商標の下でサービスを申し若しくは供給する場合
 - (c) 商標の下で商品を輸入し又は輸出する場合、又は
 - (d) 登録商標を営業文書又は広告に使用する場合
- (7) 登録商標は、当該登録商標を、営業文書として商品に貼付け若しくは商品を包装するため又は商品若しくはサービスの広告のために使用することを意図する材料に適用する者によって侵害される。ただし、その者が当該標章の適用時に、当該標章の適用が所有者又はライセンシーにより正当に授權されていないことを知っていたか又はそのことを信じるに足る理由があったことを前提とする。
- (8) 登録商標は、当該商標の広告が次の場合は、その広告によって侵害される。
- (a) 工業又は商業事項における公正な慣行を不当に利用し、かつ、それに反する広告、
 - (b) その識別性を損なう広告、又は
 - (c) 当該商標の評判に反する広告
- (9) 登録商標の識別性の要素が語から構成され又はそれを含む場合は、商標は、それらの語の口頭使用及び視覚的表現によって、侵害されることがあり、本条において標章の使用というときは、それに応じて解釈しなければならない。

②侵害訴訟の提起（差止請求・損害賠償）

商標登録が有効なときは、商標権者は商標権に基づき差止請求することができる（商標法第 28 条(1)）。

登録使用者は、権利の侵害があったときにこれを阻止するための訴訟手続を所有者に求めたが、所有者がこれを無視した場合、自身が登録所有者であるかのように、自己の名義で、登録所有者を共同の原告として、侵害に対する訴訟を提起することができる（商標法第 52 条(1)）。

商標侵害訴訟において、商標権の効力が問題となった場合、原告又は被告の商標に関する登録簿の更正手続が、登録官又は審判部に係属しているときは、その更正手続の最終処分があるまで、訴訟手続が停止される（商標法第 124 条(1) (i)）。

登録商標の侵害に対する訴訟、登録商標における権利に関する訴訟、又は登録か非登録かを問わず、原告の商標と同一又は酷似する商標の被告による使用から生じた詐称通用に対する訴訟は、裁判管轄権を有する地方裁判所に提起する必要がある（商標法第 134 条(1)）。

侵害又は詐称通用に対する訴訟において、裁判所が与える救済は、差止命令並びに破棄又は抹消のため侵害する貼札及び標章の引渡を求める命令を付すか否かを問わず、原告の選択による損害賠償又は不当利得返還の何れかが含まれる（商標法第 135 条(1)）。

差止命令には、(a) 書類の開示、(b) 侵害商品、書類又は訴訟対象に関係するその他の証拠の保全、(c) 最終的に原告に対して裁定される損害、費用又はその他の金銭的救済を回収する原告の能力に悪影響を及ぼす方法で被告が財産を処分し又は取り扱うことの制限の何れかについての一方的差止命令又は中間命令を含むことができる（商標法第 135 条(2)）。

裁判所は、(a) 商標侵害訴訟において、訴えられた侵害が証明商標又は団体標章に関連する場合、(b) 侵害訴訟において、被告が(i) 被告が訴訟対象の商標の使用を開始したとき、被告は、原告のその商標が登録を受けているものであること又は原告が許諾された方法により登録商標を使用する登録使用者であることを知らず、かつ、そのことを信じる適切な理由を有していなかったこと、及び(ii) 被告が当該商標に関する原告の権利の存在及び内容を知ったとき即座に、指定商品又はサービスについてその商標を使用することを止めたこと、を裁判所に納得させた場合又は(c) 詐称通用訴訟において、被告が(i) 被告が訴訟対象の商標の使用を開始したとき、被告は、原告のその商標が現に使用されているものであることを知らず、かつ、そのことを信じる適切な理由を有していなかったこと、及び(ii) 被告が原告の商標の存在及び内容を知ったとき即座に、訴訟対象の商標の使用を止めたことを裁判所に納得させた場合は、損害賠償（名目的損害賠償を除く）又は不当利得返還による救済を与えることができない（商標法第 135 条(3)）。

商標法第 52 条 侵害に対する訴訟を提起する登録使用者の権利

(1) 当事者間に存在する契約に従うことを条件として、登録使用者は、権利の侵害があったときにこれを阻止するための訴訟手続を所有者に求めたが、所有者がこれを見捨てた場合、自身が登録所有者であるかのように、自己の名義で、登録所有者を共同の原告として、侵害に対する訴訟を提起することができ、その場合における当該登録使用者の権利義務は、登録所有者の権利義務と一致する。

(2) 他の法律に拘らず、原告の 1 人として追加された登録所有者は、その者が出廷し審理に参加しない限り、訴訟費用の支払義務はない。

商標法第 53 条 侵害に対して訴訟を提起する権利のない許諾使用者

第 2 条(1) (r) (ii)にいう者は、侵害に対する訴訟を提起する権利を一切有さない。

商標法第 67 条 団体標章の登録所有者による侵害訴訟

原告としての団体標章の登録所有者により提起された侵害訴訟において、裁判所は、許諾使用者が被り又は被る虞がある損害を参酌しなければならない、原告が前記許諾使用者に代わり金銭的救済措置を受ける範囲に関して、適当と認める命令を発することができる。

商標法第 75 条 証明商標の侵害

証明商標の登録所有者でない者又は第 74 条に基づいて提出された規約による登録所有者の許諾を受けていないが当該規約に従い証明商標を使用する者が、その指定商品又はサービスについての証明商標と同一又は酷似する標章を、商標としての使用と誤認を生じる虞のある方法により、業として使用したときは、第 78 条により付与された権利の侵害があったものとみなす。

商標法第 76 条 証明商標の侵害を構成しない行為

(1) 本法の他の規定に拘らず、次の行為については、登録証明商標の使用の権利を侵害するものとはみなさない。

(a) 証明商標が登録簿に登録された条件又は制限に従う場合において、その制限に鑑みて登録の効力が及ぶ範囲外で、何らかの態様で、何れかの場所で販売その他の方法により取引される商品、何れかの市場に対して輸出される商品又は何れかの場所、国若しくは領域で利用若しくは受入れ可能なサービスについて又はその他の状況下で、証明商標を使用する行為

(b) 標章所有者が証明した商品若しくはサービスに関して、それらの商品若しくはサービス又はそれらが一部を形成するものについて、所有者若しくは関係規約に基づいて所有者の許諾を得た者が、その商標を使用し、その後それを抹消若しくは除去しないとき又は所有者が、その商標の使用についていつでも明示的若しくは黙示的に同意をしたとき、証明商標を使用する行為

(c) 前記の通り付与された権利を侵害することなく、標章を従来使用し又は現に使用し得る他の商品の一部を形成し若しくはこれに付属するのに適した商品又はサービスについて、その商品又はサービスがそのように適していることを表示するのに合理的に必要であるとき及び標章の使用の目的又は効果が、事実に従ってその商品又はサービスが標章の所有者によって証明されることのみを表示するときに、証明商標を使用する行為

(2) (1) (b) については、その商品又はサービスが、同号に述べられているにも拘らず、その使用が同号にいう規約に反するときは、その商品又はサービスに証明商標を使用することからなる使用に対して、これを適用しない。

(3) 証明商標が、本法により登録された同一又は相互に類似する 2 以上の商標の 1 つであるときは、登録によって付与されたその商標を使用する権利を行使してそれらの何れかの商標を使用することについては、それらの何れか他の商標の使用に対して付与された権利の侵害とはみなされない。

商標法第 124 条 商標登録の効力が問題となった場合の手続の停止等

(1) 商標侵害訴訟において、

(a) 被告が、原告の商標登録の無効を主張する場合において、又は

(b) 被告が、第 30 条(2) (e) により抗弁をし、かつ、原告が、被告の商標の登録の無効を主張する場合におい

て、その訴訟を審理する裁判所（以下「裁判所」という）は、

(i) 原告又は被告の商標に関する登録簿の更正手続が、登録官又は審判部に係属しているときは、その更正手続の最終処分があるまで、手続を停止する。

(ii) 登録簿の更正手続が係属しておらず、裁判所が、原告又は被告の商標登録の無効に関する主張が一応支持できるものと納得するときは、商標登録の無効に関する争点を取り上げ、かつ、当事者に審判部に対して登録簿の更正申請をすることを可能にするため事件審理を、その争点主張の日から3か月間、延期する。

(2) 関係当事者が、(1)(b)(ii)にいう3か月以内又は裁判所が十分な理由があるものと認めて許可した延長期間内に、登録簿の更正申請をしたことを裁判所に対して立証したときは、その更正手続の最終処理があるまで、訴訟審理を停止しなければならない。

(3) 登録簿の更正申請が、前記の3か月以内又は裁判所が許可した延長期間内にされなかったときは、その商標登録の効力に関する争点は、放棄されたものとみなし、裁判所は、その事件の他の争点についての訴訟手続を遂行する。

(4) (1)又は(2)にいう登録簿の更正申請についてされた最終命令は、当事者を拘束し、かつ、裁判所は、その命令が商標登録の効力についての争点に関係する限りにおいて、その命令に適合するように訴訟を処理しなければならない。

(5) 本条による商標侵害訴訟の停止は、その訴訟の停止期間中に、中間命令（差止命令、勘定保全命令、管財人指定命令又は財産差押命令を含む）をすることを妨げない。

商標法第134条 地方裁判所に提起されるべき侵害訴訟等

(1) 次の訴訟については、これについて裁判管轄権を有する地方裁判所より下級の裁判所に対して、提起することはできない。

(a) 登録商標の侵害に対する訴訟、

(b) 登録商標における権利に関する訴訟、又は

(c) 登録か非登録かを問わず、原告の商標と同一又は酷似する商標の被告による使用から生じた詐称通用に対する訴訟

(2) (1)(a)及び(b)の適用上、「裁判管轄権を有する地方裁判所」とは、1908年民事訴訟法又は現に効力を有するその他の法律に拘らず、訴訟若しくはその他の手続を提起した時点で、当該訴訟若しくは手続を提起した者又はそれらの者が2人以上の場合はその何れかの者が実際に、かつ、任意に居住するか又は営業を行い若しくは個人で営利活動を行っている地域に裁判管轄権を有する地方裁判所を含む。

説明—(2)の適用上、「者」とは、登録所有者及び登録使用者を含む。

商標法第135条 侵害又は詐称通用に関する訴訟における救済

(1) 第134条にいう侵害又は詐称通用に対する訴訟において、裁判所が与える救済は、差止命令（裁判所が適当と認める条件（ある場合）に従う）並びに破棄又は抹消のため侵害する貼札及び標章の引渡を求める命令を付すか否かを問わず、原告の選択による損害賠償又は不当利得返還の何れかを含む。

(2) (1)による差止命令には、次の何れかについての一方的差止命令又は中間命令を含むことができる。

(a) 書類の開示

(b) 侵害商品、書類又は訴訟対象に関係するその他の証拠の保全

- (c) 最終的に原告に対して裁定される損害、費用又はその他の金銭的救済を回収する原告の能力に悪影響を及ぼす方法で被告が財産を処分し又は取り扱うことの制限
- (3) (1)に拘らず、裁判所は、次の場合は、損害賠償（名目的損害賠償を除く）又は不当利得返還による救済を与えることができない。
- (a) 商標侵害訴訟において、訴えられた侵害が証明商標又は団体標章に関連する場合、
- (b) 侵害訴訟において、被告が次のことを裁判所に納得させた場合
- (i) 被告が訴訟対象の商標の使用を開始したとき、被告は、原告のその商標が登録を受けているものであること又は原告が許諾された方法により登録商標を使用する登録使用者であることを知らず、かつ、そのことを信じる適切な理由を有していなかったこと、及び
- (ii) 被告が当該商標に関する原告の権利の存在及び内容を知ったとき即座に、指定商品又はサービスについてその商標を使用することを止めたこと、又は
- (c) 詐称通用訴訟において、被告が次のことを裁判所に納得させた場合
- (i) 被告が訴訟対象の商標の使用を開始したとき、被告は、原告のその商標が現に使用されているものであることを知らず、かつ、そのことを信じる適切な理由を有していなかったこと、及び
- (ii) 被告が原告の商標の存在及び内容を知ったとき即座に、訴訟対象の商標の使用を止めたこと。

（１２）議定書に基づく国際登録に特有な制度の取扱い

WIPO の HP⁴⁶（最終更新日：2014 年 8 月 22 日）の「Replacement」や「Transformation」の欄には、「Not specified」と記載されている。

１）セントラルアタックにより国内出願に変更した際の取扱い

国際登録が本国官庁の要求により、指定商品又はサービスの全部又は一部について取り消された場合には、国際登録の名義人は国際登録が保護されていた締約国の官庁に同一商標の登録を出願することができ、当該出願は、取り消された国際登録の領域指定の保護開始日に応じて、国際登録日又は事後指定の日に出願されたものとみなされ、当該国際登録に優先権が認められていた場合には、同一の優先権を有する。ただし、当該出願は国際登録が取り消された日から 3 か月以内に行われ、出願にかかる指定商品又はサービスは国際登録の領域指定により当該出願国で保護されていた指定商品及びサービスに含まれており、手数料の支払を含む当該締約国の法令に従っていることを条件とする（マドリッド協定議定書第 9 条の 5）。

商標の登録所有者が当該商標の国際登録をなしインドを指定する場合、登録日後の国際登録は、当該先に所有される登録に基づいて取得された何れの権利をも害することなくインドで所有される登録を代替するものとみなされ、出願人の請求により登録簿に必要な記入がなされる（商標法第 36 条 E(6)）。

本国官庁の請求により国際登録が取り消された場合、当該国際登録のインドの領域指定に関しては、マドリッド協定議定書第 9 条の 5（国際登録の国内出願又は広域出願への変

⁴⁶ <http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/in.html?part=misc> [最終アクセス日：2017 年 2 月 8 日]

更)の規定が適用される(商標規則第 67 条 J)。

マドリッド協定議定書第 9 条の 5 国際登録の国内出願又は広域出願への変更

国際登録が、当該国際登録において指定された商品及びサービスの全部又は一部につき第 6 条(4)の規定に基づく本国官庁の請求により取り消された場合において、当該国際登録に係る領域指定が行われていた締約国の官庁に対し当該国際登録の名義人であった者が同一の標章に係る標章登録出願をしたときは、当該標章登録出願は、次の(i)から(iii)までの条件を満たすことを条件として、第 3 条(4)に規定する国際登録の日又は第 3 条の 3(2)に規定する領域指定の記録の日に行われたものとみなし、かつ、当該国際登録についてその名義人が優先権を有していた場合には、当該名義人であった者は、同一の優先権を有するものとする。

(i) 標章登録出願が国際登録の取り消された日から 3 か月以内に行われること。

(ii) 標章登録出願において指定された商品及びサービスが当該締約国に係る国際登録において定されていた商品及びサービスに実際に含まれること。

(iii) 標章登録出願が手数料の支払を含む関係法令上のすべての要件を満たしていること。

商標規則第 67 条 J 国際登録の効果の取消し(2013 年改正)

本国官庁の請求により国際登録が取り消された場合、当該国際登録のインドの領域指定に関しては、マドリッド協定議定書第 9 条の 5(国際登録の国内出願又は広域出願への変更)の規定が適用されるものとする。

2) 代替(Replacement)の取扱い

同一の商標について同一人名義でなされている場合には、国際登録は、インドの国内登録により生ずる全ての権利を損なうことなく、インドの国内登録に代替する。ただし、

(i) 国際登録による標章の保護の効果が第 3 条の 3(1)又は(2)の規定に基づいて当該締約国に及んでいること、(ii) 国内登録又は広域登録において指定されたすべての商品及びサービスが当該締約国に係る国際登録においても指定されていること、(iii) (i)に規定する効果が国内登録又は広域登録の日の後に生じていることを条件とする(マドリッド協定議定書 4 条の 2(1))。

国際登録がインドにおける登録に代替されたものとみなされた場合、インドの商標登録簿に当該国際登録の内容が記載され、必要な登録がなされる(商標規則第 67 条 L)。

マドリッド協定議定書第 4 条の 2 国際登録による国内登録又は広域登録の代替

(1) いずれかの締約国の官庁による国内登録又は広域登録の対象である標章が国際登録の対象でもあり、かつ、その名義人が国際登録の名義人と同一である場合には、当該国際登録は、当該国内登録又は広域登録により生ずるすべての権利を害することなく、かつ、次の(i)から(iii)までの条件を満たすことを条件として、当該国内登録又は広域登録に代替することができるものとみなす。

(i) 国際登録による標章の保護の効果が第 3 条の 3(1)又は(2)の規定に基づいて当該締約国に及んでいること

(ii) 国内登録又は広域登録において指定されたすべての商品及びサービスが当該締約国に係る国際登録においても指定されていること。

- (iii) (i)に規定する効果が国内登録又は広域登録の日の後に生じていること
- (2) (1)に規定する官庁は、求めに応じ、自己の登録簿に国際登録について記載しなければならない。

(13) 議定書に関する宣言

①手数料（個別手数料の宣言の有無）

異なる類の商品及びサービスの商標登録について、単一出願をすることができ、それに対して納付を要する手数料は、商品又はサービスの各類当たりとする（商標法第18条(2)）。

インドが指定される場合は、基本手数料に加えて、下記の個別手数料が必要である（商標法第150条(1)）。

申請、異議申立て、登録、更新、早期審査若しくは報告又はその他の事項に関して納付すべき手数料は、第1附則に規定される「所定の手数料」が必要である（商標規則第11条）。

項目		金額（スイスフラン）
出願時又は事後指定	1類毎に	6 2
	団体商標又は証明商標の場合	1 5 6
	1類毎に	
更新時	1類毎に	7 8
	団体商標又は証明商標の場合	1 5 6
	1類毎に	

(2015年2月6日現在)

なお、個別手数料の最新の情報は、特許庁の「マドリッド協定議定書個別手数料一覧表⁴⁷」より入手可能である。

商標法第150条 手数料及び割増手数料（2013年改正）

- (1) 本法に基づく出願、国際出願、登録及びその他の事項については、中央政府により定められた手数料及び割増手数料を納付しなければならない。
- (2) 登録官がする行為について手数料の納付を要するときは、登録官は、その手数料の納付があるまで、その行為をしない。
- (3) 商標登録局に対する書類の提出について手数料の納付を要するときは、その手数料の納付があるまで、その書類については、商標登録局に提出されなかったものとみなす。

⁴⁷ https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_shouhyou/kokusai/madopro_tetuzuki.htm [最終アクセス日：2017年2月8日]

②暫定拒絶通報期間（18 か月）に関する宣言

暫定拒絶通報期間（18 か月）に関する宣言あり。

国際登録の保護が異議申立てされず異議申立ての届出の期限が満了したときは、登録官は、インドが指定された場合の国際登録について国際事務局からのに基づく通告の受領後18か月の期間内に当該国際登録に基づく商標保護の拡張の同官による受理を国際事務局に通告する（商標法第36条E(5)）。

③使用意思の宣言

インドは、共通規則第7条規則(2)に基づく標章を使用する意思の宣言をしている。

出願人は、出願時に商標を使用している必要はないが、使用する意図を有することが必要である。国内登録の場合、商標の登録出願は、当該商標を今後使用しようとするものでない限り、当該商標が願書に記載の商品又はサービスに関して使用された期間及び使用者についての陳述を含まなければならない。出願人は、使用された標章を立証する証拠書類と共に、当該使用者について証言する宣誓供述書を提出するよう要求される（商標規則第27条）。一方、国際登録でインドを領域指定する場合も、標章の使用意思の宣誓が必要とされるが、MM18のような書類を別途提出する必要はなく、MM2、MM4の当該欄でインドを領域指定することで、使用する意思がある旨の宣誓をすることとなる（国際登録出願の願書（MM2第11欄注2）⁴⁸）。

登録商標が登録簿に登録された日から継続して5年以上善意の使用がなかったことが立証された場合、登録商標は登録原簿から抹消される（商標法第47条(1)(b)）。

④ライセンスに関する宣言

商標ライセンスの記録を法令が定めていない締約国の官庁は、その締約国においては国際登録簿のライセンスの記録が効力を有しない旨を事務局長に通報することができる（共通規則第20条規則の2(6)(a)）。

商標ライセンスの記録を法令が定めていない締約国の官庁は、締約国においては国際登録簿のライセンスの記録が効力を有しない旨を事務局長に通報することができる（共通規則第20条規則の2(6)(b)）。

インドでは、国際登録簿のライセンスの記録が効力を有しない旨の通報が行われている。共通規則第20条規則の2(6)(b)に基づくインド政府からの通報は、インドに関するマドリッド協定議定書の発効日である2013年7月8日に発効した⁴⁹。

⁴⁸ https://www.jpo.go.jp/tetuzuki/t_shouhyou/kokusai/pdf/form_mm2_sankouyaku.pdf [最終アクセス日：2017年2月8日]

⁴⁹ ライセンス未適用の宣言について(WIPO HP: INFORMATION NOTICE NO. 16/2013)
http://www.wipo.int/edocs/madrdocs/en/2013/madrid_2013_16.pdf [最終アクセス日：2017年2月8日]

従って、インドに関して付与された商標の国際登録に関するライセンスがインド国内において効力を有するために、インド商標登録局の国内登録簿に記録する必要がある。記録に必要な手続は、インド商標法によって定められた条件に従って直接行わなければならない。

共通規則第 20 条規則の 2(6) [締約国においては、国際登録簿のライセンスの記録が効力を有しない旨の宣言]

(a) 商標ライセンスの記録を法令が定めていない締約国の官庁は、その締約国においては国際登録簿のライセンスの記録が効力を有しない旨を事務局長に通報することができる。

(b) 商標ライセンスの記録を法令が定めている締約国の官庁は、この規則の効力が生じる日の前又は当該締約国が協定若しくは議定書に拘束される日の前に、締約国においては国際登録簿のライセンスの記録が効力を有しない旨を事務局長に通報することができる。このような通報はいつでも撤回することができる。

商標法第 48 条 登録使用者

(1) 第 49 条の規定に従うことを条件として、商標の登録所有者以外の者は、指定商品若しくはサービスの全部又は一部に関するその登録使用者として登録を受けることができる。

(2) 第 47 条の適用上又は本法若しくは他の法律により当該使用が重要な他の目的では、商標の許諾使用は、その所有者による使用とみなし、所有者以外による使用とはみなさない。

商標法第 49 条 登録使用者としての登録

(1) 商標の登録使用者としての登録を受けようとするときは、登録所有者及び登録使用者となる予定の者は、所定の方法に従い書面により共同で登録官に申請しなければならない。この場合、各申請書には、次の書類を添付しなければならない。

(a) 登録所有者及び登録使用者となる予定の者との間に締結された商標の許諾使用に関する契約書又はその認証謄本、及び

(b) 登録所有者又は登録官の納得する程にその者に代わり行動することを委任された者により作成され、次の事項を記載した宣誓供述書

(i) 登録所有者と登録使用者となる予定の者との間に存在する関係又は発生させようとする関係についての明細であって、両者の関係から生じる許諾使用に対する所有者の支配の程度及び登録使用者となる予定の者が唯一の登録使用者であるべきこと又は登録使用者としての登録申請をすることができる者に関するその他の限定を付すべきことが両者の関係の条件であるか否かについての明細を含む。

(ii) 登録を受けようとする商品又はサービス

(iii) 商品若しくはサービスの特徴、許諾使用の態様若しくは場所、その他の事項に関して提議された条件又は限定（ある場合）

(iv) 許諾使用の期間の有無及び期限付のときはその存続期間、及び

(c) 登録官の要求又は定めるところによって、提出を要する追加の書類又はその他の証拠

(2) (1)に規定の要件が充足されているときは、登録官は、登録官の納得した商品又はサービスについて登録使用者となる予定の者を登録しなければならない。

(3) 登録官は、その商標について他に登録使用者（いる場合）に対して、新たに登録使用者の登録があった旨を所定の方法により通知しなければならない。

(4) 登録官は、申請人より請求があったときは、本条により申請のために提供した情報（登録簿に登録された事項を除く）が取引上の競争者に漏れないように保証する措置を取らなければならない。

商標規則第 80 条 登録使用者としての登録申請

(1) 第 49 条に基づいてある者を登録商標の登録使用者として登録することを求める登録官への申請は、その者及び当該商標の登録所有者が共同して、様式 TM-28 によりこれを行い、かつ、次の書類を添付しなければならない。

(a) 登録所有者と登録使用者として登録を受けようとする者との間で締結された商標の許諾使用に関する契約書又はその認証謄本

(b) (a)に掲げた登録所有者と登録使用者として登録を受けようとする者との間で締結された商標の許諾使用に関する契約書において記載された書類及び通信記録（若しあれば）又はその認証謄本

(2) 登録所有者による又はその者の代理で行動することを登録官の納得する程度まで委任された者による宣誓供述書であって、次の事項を含む書類の真実性を証言したものもまた、申請書と共に、提出しなければならない。

(a) 第 49 条(1) (b)により必要とされる明細及び陳述

(b) 若しあれば、登録所有者と登録使用者として登録を受けようとする者との間の正確な関係。例えば、それらの者の関係が親会社と子会社としてのものか否か、又はそれらの者の事業の間に共通の支配があるか否か

(c) 申請の対象である商標が登録所有者により業として申請日前に使用されたことがあるか否か、若しあれば当該使用の量及び期間に関する明細と共に、登録所有者が扱っている商品又はサービスに関する陳述

(3) 登録所有者及び登録使用者として登録を受けようとする者はまた、登録官により本件について求められる他の書類、証拠及び情報を提出しなければならない。

(4) (1) (a)に掲げた契約書の日付から 6 か月以内に申請しない限り、申請は、一切受理されないものとする。

(5) (1)に含まれる如何なる規定にも拘らず、登録使用者としての 2 以上の登録申請が、同一契約に包含された商標に関して同一の登録所有者及び同一の登録使用者としての登録を受けようとする者によりなされた場合は、(1)に掲げた書類は、申請書の何れか 1 と共にこれを提出することができ、かつ、他の 1 又は複数の申請書において当該書類への相互参照を記載することができる。

商標規則第 81 条 契約書に記載すべき明細

規則第 80 条(1) (a)にいう契約書には、

(a) 第 49 条(1) (b) (i) から (iv) までは規定される明細を記述し、

(b) 商標の許諾使用について登録使用者としての登録を受けようとする者が登録所有者に対して支払うべきロイヤルティ及びその他の報酬に関する条件を開示し、

(c) 当事者間の関係又は登録所有者による許諾使用に対する支配が終結したときに許諾使用を終了させる方法を規定し、また

(d) 登録商標が、登録使用者としての登録を受けようとする者により、自己の商品又はサービスで輸出向け商

品又はサービス以外のものに使用されるときは、当該商標にはそれが許諾使用の方式によってのみ使用されていることを明確に表示すべき旨の条件を含まなければならない。

(14) インドの特徴的な制度

1) 未登録周知商標の保護

先に使用されている未登録商標が周知である場合、他人がこれと同一又は類似する商標を使用した場合に、先の未登録商標の使用者に損害が生じた場合は、詐称通用に基づく訴訟を提起することができ、商標の登録は対抗要件とならない（商標法第 27 条(2)）。

2) 新商標の保護

文字商標、図形商標、立体商標のほか、音の商標、色彩の商標も保護対象である（商標法第 2 条(1)(zb)）。

3) 保護対象

部分商標（商標法第 15 条）、連続商標（商標法第 15 条、商標規則第 31 条）、連合商標（商標法第 16 条、商標規則第 60 条）、団体商標（商標法第 61 条ないし第 68 条）、証明商標（商標法第 69 条ないし第 78 条）の制度を有する。なお、防護標章登録制度は有しない。

(i) 団体商標

「団体標章」とは、標章の所有者である人々の団体（1932 年インド・パートナーシップ法の趣旨におけるパートナーシップではない）の構成員の商品若しくはサービスを他人の商品若しくはサービスから識別する商標をいう（商標法第 2 条(1)(g)）。

団体標章の登録出願には当該団体標章の使用を規制する規約を添付しなければならない（商標法第 63 条(1)）。

団体商標又は証明商標については、団体商標又は証明商標の使用を管理する規則を、国際事務局による通報の日から 1 か月の期間内に登録官へ直接、提出されなければならない（商標規則第 67 条 K）。

団体標章の登録は、所定の理由によっても抹消される（商標法第 68 条）。

商標規則 67 条 K 団体商標及び証明商標（2013 年改正）

インドを領域指定する国際登録が団体商標及び証明商標である場合、当該団体商標又は証明商標の使用を管理する規則は、国際事務局による通報の日から 1 か月の期間内に、当該国際登録の所有者から登録官へ直接、提出されなければならない。

第 8 章 団体標章

商標法第 61 条 団体標章についての特別規定

(1) 本法の規定は、この章の規定に従うことを条件として、団体標章に適用する。

(2) 団体標章に関して、ある者の商品又はサービスを他人のそれらから識別する旨の第 2 条(1)(zb)の言及は、商標の所有者である団体の構成員の商品又はサービスを他人のそれらから識別する旨の言及と解釈する。

商標法第 62 条 特性又は意義に関して誤認されるべきでない団体標章

団体標章は、公衆に誤認又は混同を生じさせる虞があるとき、特に団体標章以外のものと誤認される虞があるときは、登録することができず、その場合は、登録官は、登録出願に係る標章には団体標章である旨の表示を含ませることを強制することができる。

商標法第 63 条 団体標章の使用を規制する規約を添付すべき出願

- (1) 団体標章の登録出願には当該団体標章の使用を規制する規約を添付しなければならない。
- (2) (1)にいう規約は、当該標章を使用することを承認された者、当該団体の構成員資格の条件、不正使用に対する制裁を含む当該標章の使用条件及びその他所定の事項を規定しなければならない。

商標法第 68 条 団体標章登録を抹消する追加理由

団体標章の登録は、次の理由によってもまた抹消することができる。

- (a) 当該団体標章が所有者若しくは許諾使用者により使用された方法が、公衆に団体標章としての誤認を生じ易くしたこと、又は
- (b) 所有者が当該標章を規制する規約を遵守せず又はその遵守を保証しなかったこと

(ii) 証明商標

「証明商標」とは、商品の原産地、原材料、製法若しくはサービスの実施法、品質、精度又はその他の特徴に関して標章の所有者により証明される商品又はサービスについて、取引上使用するのに関連して、証明のない商品若しくはサービスから識別することができる標章であって、第 IX 章により、当該商品に関して証明商標の所有者としてのその者の名義で、証明商標として登録されたものをいう（商標法第 2 条(1)(e)）。

証明商標の所有者として登録を受けようとする者は、登録官に対して、所定の方法により証明商標の登録出願をしなければならない。この場合、第 74 条により寄託される規約草案を添付しなければならない（商標法第 71 条(1)）。

団体商標又は証明商標については、団体商標又は証明商標の使用を管理する規則を、国際事務局による通報の日から 1 か月の期間内に登録官へ直接、提出されなければならない（商標規則第 67 条 K）。

被害者から所定の方法により申請があったときは、所有者に対してその申請に対する答弁の機会を与えた後、所定の何れかに該当することを理由として、証明商標に関する登録簿の登録を抹消し若しくは変更するため又は規約を変更の命令がされる場合がある（商標法第 77 条）。

第9章 証明商標

商標法第69条 証明商標に適用されない本法の一定の規定

本法の次に掲げた規定については、証明商標に対して適用しない。すなわち、

- (a) 第9条(1)(a)及び(c)
- (b) この章で適用を明記した場合を除き、第18条、第20条及び第21条
- (c) 第28条、第29条、第30条、第41条、第42条、第47条、第48条、第49条、第50条、第52条、第54条及び第56条(2)
- (d) 第107条を除き第XII章

商標法第70条 証明商標の登録

標章は、証明に係る種類の商品の取引又は証明に係る種類のサービスの提供の取引をする者の名義では、証明商標として登録を受けることができない。

商標法第71条 証明商標の登録出願

- (1) 証明商標の所有者として登録を受けようとする者は、登録官に対して、所定の方法により証明商標の登録出願をしなければならない。この場合、第74条により寄託される規約草案を添付しなければならない。
- (2) 第70条の規定に従うことを条件として、第18条、第19条及び第22条の規定は、第18条による出願について適用するのと同様に、本条による出願についても、そこにいう出願受理は出願手続進行の許可と解釈する旨の修正を付した上で、適用する。
- (3) 審査審判廷は、本条による出願を前記各項規定に基づいて扱うに当たって、関係する限り第18条による出願と同様の審査及び本条による出願に関係する他の審査をしなければならない。この場合に、それが証明商標である旨の何らかの表示を包含しているとの保証があることが望ましい。

商標法第74条 証明商標の使用を規制する規約の提出

- (1) 証明商標として登録された各標章について、その使用を規制する規約が商標登録局に対して提出されなければならない。この規約には、所有者が商品又はサービスについて証明する場合及び証明商標の使用を許諾する場合についての規定を設けなければならない。かつ、登録官が一般又は特別の命令によって挿入すべき旨を要求又は許可したその他の規定（所有者が規約に従い商品について証明をすること又は証明商標の使用を許諾することを拒絶した場合に、登録官に対して審判請求をする権利を付与する規定を含む）を含めることができる。提出された規約は、第148条に規定された登録簿と同様の方法によって公衆の閲覧に供さなければならない。
- (2) 提出された規約は、登録所有者の申請により、登録官が変更することができる。
- (3) 登録官は、適当と認めたときは、当該申請の公告をする。公告した場合において、公告において指定した期間内に当該申請に対して何人かによる異議の申立てがあったときは、登録官は、当事者に対して聴聞を受ける機会を与えないで事件について決定をしてはならない。

商標法第77条 証明商標の登録の取消し又は変更

登録官は、被害者から所定の方法により申請があったときは、所有者に対してその申請に対する答弁の機会

を与えた後、次の何れかに該当することを理由として、証明商標に関する登録簿の登録を抹消し若しくは変更するため又は規約を変更するため、適当と認める命令をすることができる。すなわち、

- (a) 商標が登録されている商品又はサービスの何れかについて、所有者がそれら商品又はサービスを証明する適格を失ったこと
- (b) 所有者が規約の遵守すべき規定を遵守しなかったこと
- (c) 商標の登録の存続がもはや公共の利益に値しなくなったこと
- (d) 商標の登録が存続されるときは、規約を変更することが公共の利益上不可欠であること

商標法第 78 条 証明商標の登録によって付与される権利

- (1) 第 34 条、第 35 条及び第 76 条の規定に従うことを条件として、何らかの商品又はサービスについて証明商標の所有者として何人かが登録された場合において、その登録が有効なときは、その者に対して当該商品又はサービスについてその商標の排他的使用の権利を付与する。
- (2) (1) により付与された証明商標の排他的使用の権利は、登録時に付された条件及び制限に従わなければならない。

(iii) 分離商標

「分離商標」とは、商標の一部を分離して排他的に使用する権利があると主張するときは、その全部又は一部を分離として登録出願をすることができる商標をいう。各分離商標は、独立の商標に適用されるすべての条件及び独立の商標のすべての付帯事項を充足しなければならない（第 15 条(1)(2)）。

(iv) 連続商標

「連続商標」とは、同一若しくは類似の商品若しくはサービス又は同一若しくは類似の種類の商品若しくはサービスに係る数個の商標であって、本質的な事項においては相互に類似するが、次の点で相違する商標について、1 件による登録を受けることができる商標をいう。

- (a) 各個別に使用し又は使用しようとする商品若しくはサービスについての表示、
- (b) 数、価格、品質又は産地名の表示、
- (c) 商標の同一性に本質的には影響しない非識別性のその他の事項、又は
- (d) 色彩（第 15 条(3)）

商標法第 15 条 商標の部分登録及び連続商標の登録

- (1) 商標の所有者が商標の一部を分離して排他的に使用する権利があると主張するときは、その者は、その全部又は一部を分離商標として登録出願をすることができる。
- (2) 各分離商標は、独立の商標に適用されるすべての条件及び独立の商標のすべての付帯事項を充足しなければならない。
- (3) 同一若しくは類似の商品若しくはサービス又は同一若しくは類似の種類の商品若しくはサービスに係る数個の商標であって、本質的な事項においては相互に類似するが、次の点で相違する商標について、その所

有者であることを主張する者がそれらの登録を受けようとするときは、連続商標として 1 件による登録を受けることができる。

- (a) 各個別に使用し又は使用しようとする商品若しくはサービスについての表示、
- (b) 数、価格、品質又は産地名の表示、
- (c) 商標の同一性に本質的には影響しない非識別性のその他の事項、又は
- (d) 色彩

商標規則第 31 条 連続商標

(1) 第 15 条(3)に基づく連続商標の登録出願がされるときは、連続商標の各商標の表示の写しは、規則第 28 条及び規則第 29 条に規定の方法により、これを願書に添付しなければならない。

(2) 第 15 条(3)に基づいて連続商標の所有者であると主張する出願人は、様式 TM-8 又は場合に応じて TM-37 により、登録官に対して 1 登録での連続としてその登録出願をすることができ、当該各願書には 1 類におけるすべての商標又は連続中にあると主張される各類におけるすべての商標の表示を含めなければならない。登録官は、当該標章が連続を構成すると納得するときは、出願を更に処理しなければならない。

(3) 公報による出願の公告前にはいつでも、(2)に基づいて出願する出願人は、その連続における 1 又は 2 以上の標章に関して当該出願を 1 又は場合に応じて複数の別個出願に分割する請求を、様式 TM-53 によりすることができ、登録官は請求された分割が第 15 条(3)に適合すると納得するときは、当該出願をそれに応じて分割しなければならない。

(4) (3)に基づく出願の、1 又は 2 以上の出願への分割は、分割手数料及び該当分類手数料の納付によりなされるものとする。

(v) 連合商標

「連合商標」とは、何らかの商品若しくはサービスに係る登録商標又は登録出願中の商標が、同一又は同種の商品若しくは同一又は同種のサービスについて、同一所有者名義による他の登録商標又は登録出願中の商標と同一であり、又は所有者以外の他人が使用すれば誤認若しくは混同を生じる虞がある程に類似する商標という（商標法第 16 条(1)）。

商標法第 16 条 連合商標の登録

(1) 何らかの商品若しくはサービスに係る登録商標又は登録出願中の商標が、同一又は同種の商品若しくは同一又は同種のサービスについて、同一所有者名義による他の登録商標又は登録出願中の商標と同一であり、又は所有者以外の他人が使用すれば誤認若しくは混同を生じる虞がある程に類似する場合は、登録官は、いつでも当該商標を連合商標として登録すべき旨を命令することができる。

(2) 同一所有者名義で、前項にいう同一又は同種の商品若しくはサービスに関連している商品及びサービスについて登録されているか又は登録出願中である複数の標章の同一性若しくは類似性が存在する場合は、(1)は、同一若しくは同種の商品又は同一若しくは同種のサービスについて同一所有者名義で登録されるか又は登録出願中である複数の標章の同一性若しくは類似性が存在する場合と同様に、適用される。

(3) 商標及び商標の一部が、第 15 条(1)の規定に従って、同一所有者の名義で分離商標として登録された場合は、それらの商標は、連合商標とみなされ、かつ、連合商標として登録される。

(4) 第 15 条(3)の規定に従って連続商標として 1 件により登録されたすべての商標は、連合商標とみなされ、かつ、連合商標として登録される。

(5) 連合商標として登録された 2 以上の商標の登録所有者によって所定の方法でされた申請により、登録官は、指定商品若しくはサービス又は双方の何れに関しても当該商標が何人によって使用されても誤認又は混同を生じる虞がないと納得するときは、当該連合を解除し、かつ、それに応じて登録簿を補正することができる。

商標規則第 60 条 連合商標

(1) 商標が他の何らかの標章と連合して登録される場合は、登録官は、登録簿において最初に記載された商標に関連してその商標と連合する標章の登録番号を注記しなければならない、かつ、登録簿において各連合商標に関連してそれらと連合する標章であるとして最初に記載された標章の登録番号も注記しなければならない。

(2) 第 16 条(5)に基づく連合商標として登録された何れかの商標に関して連合を解除する申請は、様式 TM-14 によりこれを行い、当該申請の理由についての陳述を含まなければならない。

(15) ウェブサイト等からの入手可能な情報

WIPO のホームページ

参照アドレス：

<http://www.wipo.int/madrid/en/members/profiles/in.html?part=general> (英語)

インド特許庁

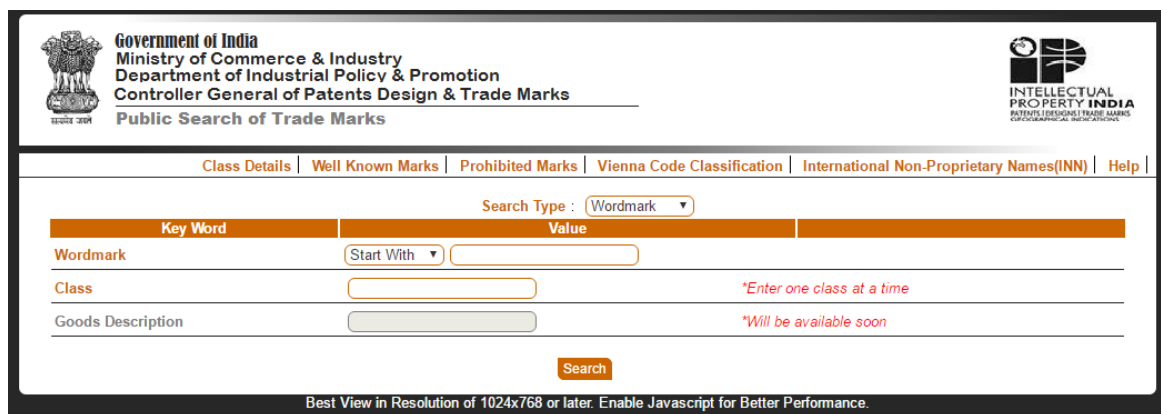
参照アドレス：<http://www.ipindia.nic.in/> (英語)

①商標検索システム

インド特許意匠商標総局 (CGPDTM) が開発したシステム

参照アドレス：<http://ipindiaonline.gov.in/tmrpublicsearch/frmmain.aspx>

検索手順：



Government of India
Ministry of Commerce & Industry
Department of Industrial Policy & Promotion
Controller General of Patents Design & Trade Marks
Public Search of Trade Marks

INTELLECTUAL PROPERTY INDIA
PATENTS, DESIGNS & TRADE MARKS
CONTROLLER GENERAL OF PATENTS, DESIGNS & TRADE MARKS

Class Details | Well Known Marks | Prohibited Marks | Vienna Code Classification | International Non-Proprietary Names(INN) | Help |

Search Type : Wordmark

Key Word	Value
Wordmark	Start With
Class	*Enter one class at a time
Goods Description	*Will be available soon

Search

Best View in Resolution of 1024x768 or later. Enable Javascript for Better Performance.

上記「Controller General of Patents Design & Trade Marks」画面の

- i) 「Wordmark」欄に、文字商標を入力する。
- ii) 「Class」欄に、商品又はサービスマークの区分を入力する。
注：Class は、1 検索 1 区分しか選択できない。
- iii) 「Goods Description」欄は、現在、工事中である。

②有効な指定商品・役務（サービス）名を確認するサイト

参照アドレス：

http://ipindiaonline.gov.in/tmrpublicsearch/classfication_goods_service.htm

検索手順：

上記「Controller General of Patents Design & Trade Marks」画面の
「Class Details」タブをクリックする。

THE FOURTH SCHEDULE TO TRADE MARKS RULES, 2002

Classification of goods and services – Name of the classes

(Parts of an article or apparatus are, in general, classified with the actual article or apparatus, except where such parts constitute articles included in other classes).

Class 1. Chemical used in industry, science, photography, agriculture, horticulture and forestry; unprocessed artificial resins, unprocessed plastics; manures; fire extinguishing compositions; tempering and soldering preparations; chemical substances for preserving foodstuffs; tanning substances; adhesive used in industry

Class 2. Paints, varnishes, lacquers; preservatives against rust and against deterioration of wood; colorants; mordents; raw natural resins; metals in foil and powder form for painters; decorators; printers and artists

Class 3. Bleaching preparations and other substances for laundry use; cleaning; polishing; scouring and abrasive preparations; soaps; perfumery, essential oils, cosmetics, hair lotions, dentifrices

Class 4. Industrial oils and greases; lubricants; dust absorbing, wetting and binding compositions; fuels(including motor spirit) and illuminants; candles, wicks

Class 5. Pharmaceutical, veterinary and sanitary preparations; dietetic substances adapted for medical use, food for babies; plasters, materials for dressings; materials for stopping teeth, dental wax; disinfectants; preparation for destroying vermin; fungicides, herbicides

Class 6. Common metals and their alloys; metal building materials;

transportable buildings of metal; materials of metal for railway tracks; non-electric cables and wires of common metal; ironmongery, small items of metal hardware; pipes and tubes of metal; safes; goods of common metal not included in other classes; ores

Class 7. Machines and machine tools; motors and engines (except for land vehicles); machine coupling and transmission components (except for land vehicles); agricultural implements other than hand-operated; incubators for eggs

Class 8. Hand tools and implements (hand-operated); cutlery; side arms; razors

Class 9. Scientific, nautical, surveying, electric, photographic, cinematographic, optical, weighing, measuring, signalling, checking (supervision), life saving and teaching apparatus and instruments; apparatus for recording, transmission or reproduction of sound or images; magnetic data carriers, recording discs; automatic vending machines and mechanisms for coin-operated apparatus; cash registers, calculating machines, data processing equipment and computers; fire extinguishing apparatus

Class 10. Surgical, medical, dental and veterinary apparatus and instruments, artificial limbs, eyes and teeth; orthopaedic articles; suture materials

Class 11. Apparatus for lighting, heating, steam generating, cooking, refrigerating, drying ventilating, water supply and sanitary purposes

Class 12. Vehicles; apparatus for locomotion by land, air or water

Class 13. Firearms; ammunition and projectiles; explosives; fire works

Class 14. Precious metals and their alloys and goods in precious metals or coated therewith, not included in other classes; jewellery, precious stones; horological and other chronometric instruments

以下、Class 45 まで掲載されている。

③その他の有益なサイト

1) インドにおいて周知商標を確認するサイト

参照アドレス：<http://ipindiaonline.gov.in/tmrpublicsearch/wellknownmarks.aspx>

検索手順：

上記「Controller General of Patents Design & Trade Marks」画面の「Well Known Marks」タブをクリックする。

Well Known Marks					
Serial No.	Trademark	Proprietor	Determining Authority	Report	Observation
1	7 O'CLOCK for shaving razors	Gillette U.K. Ltd., England	Bombay High Court	1998 PTC 288 DB	It is recognized that trade mark 70'Clock is well known. As such the use of the mark in respect of tooth brush will lead to passing-off.
2	AIWA	Sony Corpn., Japan	TMR, Chennai	Decision dated 26-09-2007	AIWA is a well-known trade mark in India in respect of electronic goods. Use of this mark without due cause for any other products would be likely to deceive or cause confusion, unfair advantage and be detrimental to the distinctive character and repute of mark.
3	BAJAJ	Bajaj Electrical Limited	High Court, Bombay	AIR 1988 BOM-167	The use of a family name Bajaj by defendants was held to be an act of passing-off. The goodwill and reputation of Plaintiff company was recognized.
4	BATA & BATA FOAM for footwear	Bata India Ltd.	Allahabad High Court	AIR 1985 ALLAHABAD 242	The plaintiff company Enjoy a reputation for its products.
5	BENZ	Daimler Benz	High Court Delhi	1994 PTC 287	Reputation extends worldwide.
6	BISLERI	Acqua Minerals Ltd.,	High Court of Delhi	2001 PTC 619	BISLERI is well-known in the Indian market and one of the first marks introduced for bottled mineral water. The defendant who was held to have adopted the domain name Bisleri with the intention to trade on the plaintiffs reputation and goodwill, was restrained.
7	CARREFOUR	Carrefour Society Anonyme, organized under the laws of France	High Court of Madras	2007 (35) PTC 225	The trade mark /name used by the applicant for 47 years throughout the world has to be protected, in order to promote commercial morality and discourage unethical trade practices. Plea of well-known trade mark is accepted.
8	CARTIER for wide variety of goods including jewellery, watches, perfumes etc.	Cartier International, B.V., Netherlands	High Court, Delhi.	2003(26) PTC 160(Del)	Trade Mark Cartier in respect of various consumer goods have acquired a reputation for quality not only in India, but throughout the world. Plaintiff company has acquired brand image and personality in respect of their products. Permanent injunction granted.

以下、全 81 の周知商標が掲載されている。

2) インドにおいて不登録商標 (Prohibited Marks) を確認するサイト

参照アドレス：<http://ipindiaonline.gov.in/tmrpublicsearch/prohibitedmarks.aspx>

検索手順：

上記「Controller General of Patents Design & Trade Marks」画面の「Prohibited Marks」タブをクリックする。

Prohibited Marks

Serial No.	Prohibited Mark
1	2, 4, D
2	2, 4, 5-T
3	ALDRIN
4	ALLETHRIN
5	ANZ PHOS-METHYL
6	ANTU
7	ASOKA CHAKRA
8	ATRATON
9	AZINPHOS-ETHYL
10	BALAJI
11	BHC
13	CHATRAPATI SHIVAJI MAHARAJ
14	CHLORBENSIDE
15	CHLORDANE
16	CHLORFENSON
17	CHLOROBENZILATE
18	CHLORPROPHAM
20	D-T

以下、全 102 の不登録商標（Prohibited Marks）が掲載されている。

3) インドにおいて案件を監視するサイト

案件監視システム（Stocks & Flows of Trade marks Applications）

参照アドレス：<http://ipindiaonline.gov.in/progress/stockandflow.aspx>

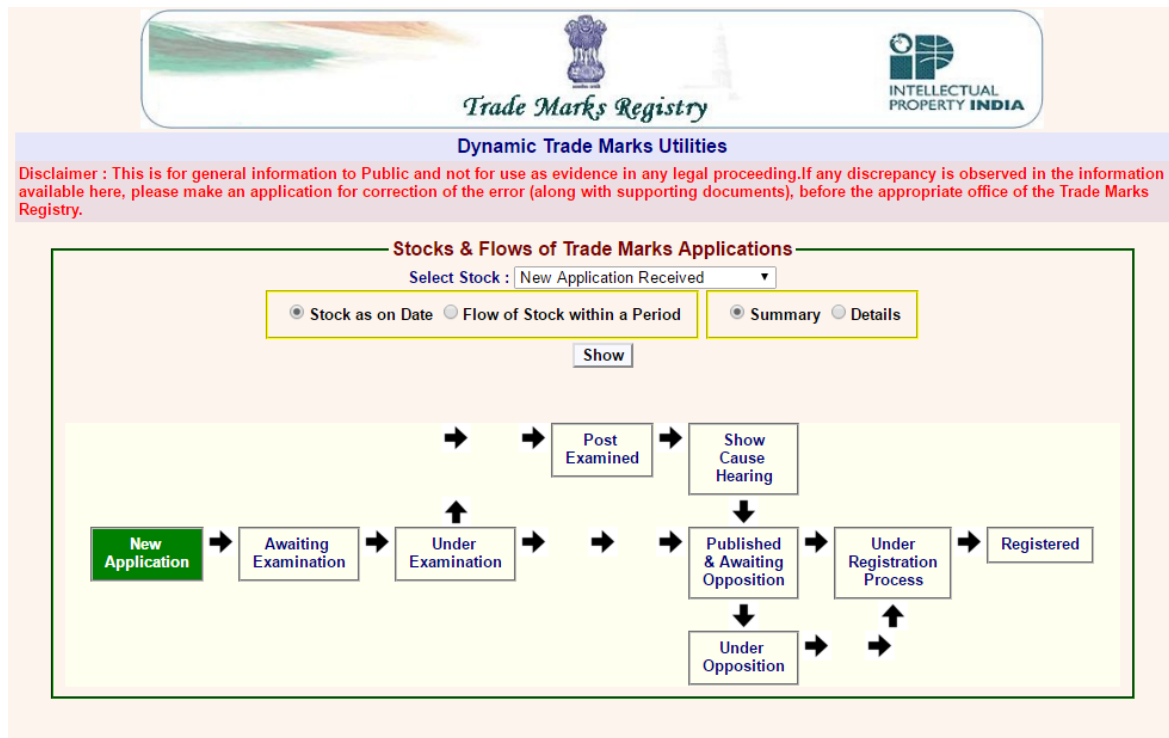
(a) 「Stock as on Date」を選択すると、検索時点で、特許オフィス（アーメダバード (AHMEDABAD)、チェンナイ (CHENNAI)、デリー (DELHI)、コルタカ (KOLKATA)、ムンバイ (MUNBAI)）別に、下記件数について出願番号を含めて確認することができる。

検索手順：

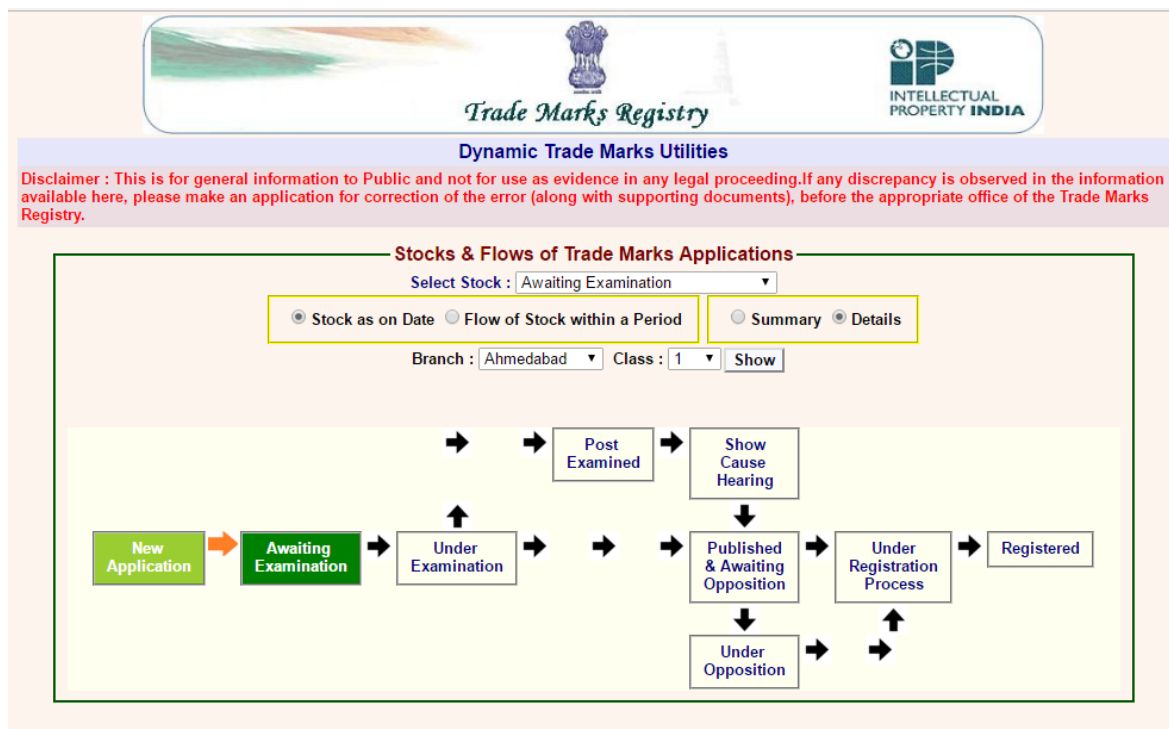
- i) 「Select Stock」から下記のいずれかを選択する。
 - 新規出願受領件数 (New Application Received)
 - 審査待ち件数 (A waiting Examination)
 - 審査係属中件数 (Under Examination)
 - 審査終了件数 (Post Examined)
 - ヒアリング待ち件数 (Under Show cause Hearing)
 - 異議公告中件数 (Published & Awaiting Opposition)
 - 異議係属中件数 (Under Opposition)
 - 登録段階件数 (Under Registration Process)
 - 登録済み件数 (Registered)

ii) 「Summary」「Details」のいずれかを選択する。

「Summary」画面



「Details」画面



iii) 「Summary」画面の場合：「Show」をクリックする。

「Details」画面の場合：オフィスとクラスを選択して「Show」をクリックする。

新規出願受領件数 (New Application Received) を「Summary」で検索した例



Trade Marks Registry

Dynamic Trade Marks Utilities

Disclaimer : This is for general information to Public and not for use as evidence in any legal proceeding.If any discrepancy is observed in the information available here, please make an application for correction of the error (along with supporting documents), before the appropriate office of the Trade Marks Registry.

Branchwise Stock Summary of applications Awaiting for Examination as on Date

S.No	Jurisdiction	No of Applications
1	AHMEDABAD	9967
2	CHENNAI	16381
3	DELHI	36461
4	KOLKATA	6241
5	MUMBAI	26218
Grand Total :		95268

Back

iv) 新規出願受領件数 (New Application Received) を「Details」で「Ahmedabad」オフィスの Class 「1」で検索した例

 Trade Marks Registry			 INTELLECTUAL PROPERTY INDIA
Dynamic Trade Marks Utilities			
Disclaimer : This is for general information to Public and not for use as evidence in any legal proceeding.If any discrepancy is observed in the information available here, please make an application for correction of the error (along with supporting documents), before the appropriate office of the Trade Marks Registry.			
Stock Details of Applications Awaiting for Examination for Ahmedabad Jurisdiction in Class 1			
S.No	Application No	Application Date	Status
1	2746795	05-29-2014	SHUKAN CROP SCIENCES LOGO Formalities Chk Pass
2	2786097	08-04-2014	ACDID Formalities Chk Pass
3	2887840	01-23-2015	AGROWORLD Formalities Chk Pass
4	2975919	06-01-2015	FUEL STICK Formalities Chk Pass
5	2984438	06-12-2015	SUPERQUICK Formalities Chk Pass
6	3051619	09-10-2015	L.O.C. WITH DEVICE OF FACE OF DOG Formalities Chk Pass
7	3114134	11-30-2015	CONCRETE + Formalities Chk Pass
8	3147479	01-01-2016	TILCEIL WITH T LOGO Formalities Chk Pass
9	3257297	05-12-2016	G LOGO Formalities Chk Pass
10	3280150	06-09-2016	FLORAIN Formalities Chk Pass
11	3280151	06-09-2016	RE-GENESIS Formalities Chk Pass
12	3280152	06-09-2016	NEMATLOCK Formalities Chk Pass
13	3280153	06-09-2016	GENESIS AGRI SCIENCE Formalities Chk Pass
14	3280154	06-09-2016	DIECURE Formalities Chk Pass
15	3280698	06-09-2016	TIPL Formalities Chk Pass
16	3281190	06-10-2016	MERCURY Formalities Chk Pass
17	3281191	06-10-2016	Z+D3 Formalities Chk Pass
18	3283600	06-14-2016	PROTECH WITH PC LOGO Formalities Chk Pass
19	3283601	06-14-2016	CEMSEAL Formalities Chk Pass
20	3284062	06-14-2016	DEVICE OF HAND WITH PLANT Formalities Chk Pass
21	3284066	06-14-2016	BACKBONE Formalities Chk Pass
22	3284073	06-14-2016	GLOROZ Formalities Chk Pass
23	3284082	06-14-2016	NILDHARA-90 Formalities Chk Pass
24	3284086	06-14-2016	REBETOZ Formalities Chk Pass
25	3285535	06-15-2016	COMET Formalities Chk Pass
26	3285935	06-15-2016	UPAJ VARDHAK Formalities Chk Pass
27	3286999	06-16-2016	RANG BARSE Formalities Chk Pass
28	3287000	06-16-2016	SUPER ROBOT Formalities Chk Pass
29	3288320	06-17-2016	INDOFERT Formalities Chk Pass
30	3289687	06-21-2016	BIONIL Formalities Chk Pass

v) 「Back」でTop画面に戻る。

(b) 「Flow of Stock within a period」を選択すると、所定期間（注：検索可能期間は、2012年1月1日以降）において、特許オフィス（アーメダバード（AHMEDABAD）、チェンナイ（CHENNAI）、デリー（DELHI）、コルタカ（KOLKATA）、ムンバイ（MUNBAI））別に、下記件数について出願番号を含めて確認することができる。

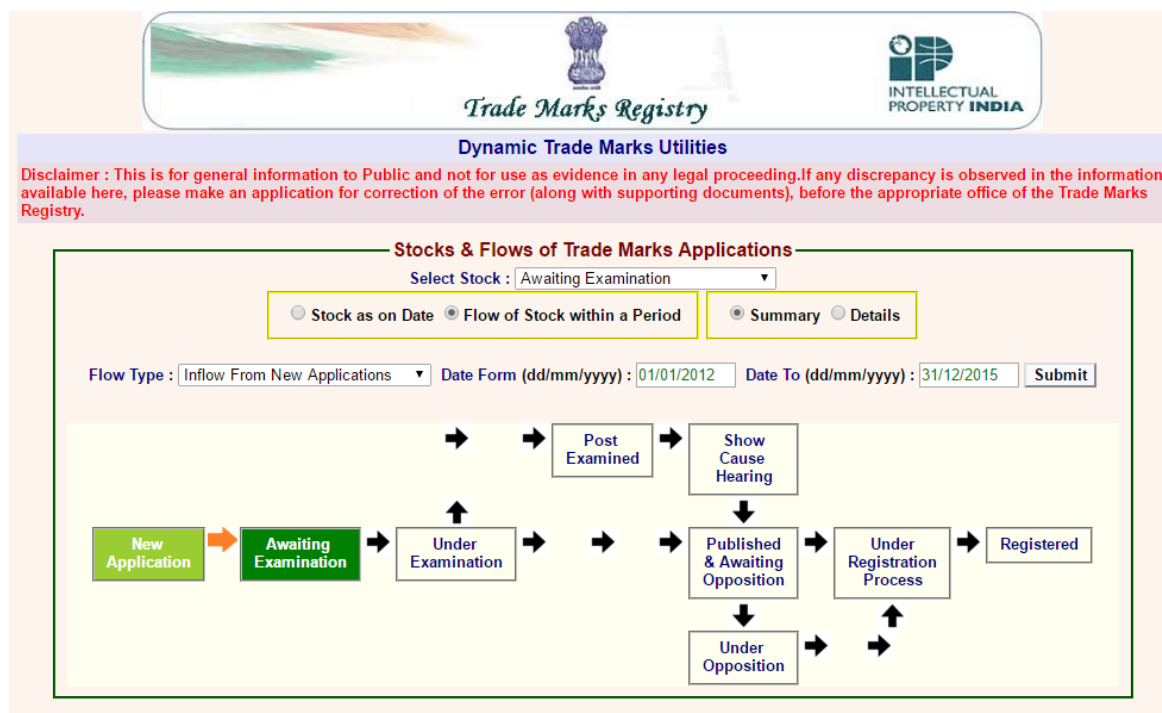
これにより、自己の出願の処理が不当に遅延していないかを確認できるとともに、出願すべきオフィスの選択の参考にも役立てることができる。

i) 「Select Stock」から下記のいずれかを選択する。

- 新規出願受領件数 (New Application Received)
- 審査待ち件数 (A waiting Examination)
- 審査係属中件数 (Under Examination)
- 審査終了件数 (Post Examined)
- ヒアリング待ち件数 (Under Show cause Hearing)
- 異議公告中件数 (Published & Awaiting Opposition)
- 異議係属中件数 (Under Opposition)
- 登録段階件数 (Under Registration Process)
- 登録済み件数 (Registered)

ii) 「Summary」「Details」のいずれかを選択する。

「Summary」画面



「Details」画面

Trade Marks Registry

INTELLECTUAL PROPERTY INDIA

Dynamic Trade Marks Utilities

Disclaimer : This is for general information to Public and not for use as evidence in any legal proceeding.If any discrepancy is observed in the information available here, please make an application for correction of the error (along with supporting documents), before the appropriate office of the Trade Marks Registry.

Stocks & Flows of Trade Marks Applications

Select Stock : New Application Received

☐ Stock as on Date ☒ Flow of Stock within a Period ☐ Summary ☒ Details

Branch : Ahmedabad Class : 1

Flow Type : Inflow From Filling Date Form (dd/mm/yyyy) : 01/01/2012 Date To (dd/mm/yyyy) : 31/12/2015 Submit

Flowchart:

```
graph LR;
    NA[New Application] --> AE[Awaiting Examination];
    AE --> UE[Under Examination];
    UE --> PE[Post Examined];
    PE --> SCH[Show Cause Hearing];
    SCH --> PAO[Published & Awaiting Opposition];
    PAO --> UR[Under Registration Process];
    UR --> R[Registered];
    PAO --> UO[Under Opposition];
    UO --> UE;
```

iii) 「Summary」画面の場合：

「Flow Type」から「新出願から所定ステージに入ってきた件数 (Inflow From New Applications)」、「次の所定ステージに送られた件数 (Outflow to Examination)」を選択する。

「Details」画面の場合：

上記に加えて、オフィスとクラスを選択する。

iv) 検索期間：「Date From (dd/mm/yyyy)」と「Date To (dd/mm/yyyy)」を入力して「Submit」をクリックする。

注：「Date From (dd/mm/yyyy)」検索開始日は、2012年1月1日以降。

v) 新規出願受領件数 (New Application Received) を「Summary」で、「新出願から所定ステージに入ってきた件数 (Inflow From New Applications)」、01/01/2012 から 31/12/2015 で検索した例





Trade Marks Registry

Dynamic Trade Marks Utilities

Disclaimer : This is for general information to Public and not for use as evidence in any legal proceeding.If any discrepancy is observed in the information available here, please make an application for correction of the error (along with supporting documents), before the appropriate office of the Trade Marks Registry.

Inflow From Filling Summary of New Application Received during the 01/01/2012 to 31/12/2015

S.No	Jurisdiction	No of Applications
1	AHMEDABAD	96294
2	CHENNAI	154722
3	DELHI	331036
4	KOLKATA	53974
5	MUMBAI	225330
Grand Total :		861356

[Back](#)

新規出願受領件数 (New Application Received) を「Detail」で、「新出願から所定ステージに入ってきた件数 (Inflow From New Applications)」、01/01/2012 から 31/12/2015 を、Mumbai オフィスの Class 1 で検索した例




Trade Marks Registry

Dynamic Trade Marks Utilities

Disclaimer : This is for general information to Public and not for use as evidence in any legal proceeding. If any discrepancy is observed in the information available here, please make an application for correction of the error (along with supporting documents), before the appropriate office of the Trade Marks Registry.

Inflow From Filling Details of Applications Awaiting for Examination during the 01/01/2012 to 31/12/2015 Mumbai Jurisdiction in Class 1

S.No	Application No	Application Date	Form Number	Status
1	2264202	01-10-2012	TM-1	Fresh After Payment
2	2272007	01-25-2012	TM-1	Fresh After Payment
3	2272016	01-25-2012	TM-1	Fresh After Payment
4	2272621	01-27-2012	TM-1	Fresh After Payment
5	2272622	01-27-2012	TM-1	Fresh After Payment
6	2272626	01-27-2012	TM-1	Fresh After Payment
7	2278517	02-07-2012	TM-1	Fresh After Payment
8	2278522	02-07-2012	TM-1	Fresh After Payment
9	2288849	02-24-2012	TM-1	Fresh After Payment
10	2292425	03-01-2012	TM-1	Fresh After Payment
11	2292427	03-01-2012	TM-1	Fresh After Payment
12	2329603	05-10-2012	TM-1	Fresh After Payment
13	2342372	06-04-2012	TM-1	Fresh After Payment
14	2404335	10-01-2012	TM-1	Fresh After Payment
15	2404336	10-01-2012	TM-1	Fresh After Payment
16	2404344	10-01-2012	TM-1	Fresh After Payment
17	2404345	10-01-2012	TM-1	Fresh After Payment
18	2404347	10-01-2012	TM-1	Fresh After Payment
19	2404358	10-01-2012	TM-1	Fresh After Payment
20	2406496	10-05-2012	TM-1	Fresh After Payment
21	2406498	10-05-2012	TM-1	Fresh After Payment
22	2437993	12-06-2012	TM-1	Fresh After Payment
23	2437995	12-06-2012	TM-1	Fresh After Payment
24	2437997	12-06-2012	TM-1	Fresh After Payment
25	2437999	12-06-2012	TM-1	Fresh After Payment
26	2438001	12-06-2012	TM-1	Fresh After Payment
27	2438003	12-06-2012	TM-1	Fresh After Payment
28	2467792	01-29-2013	TM-1	Fresh After Payment
29	2468920	01-30-2013	TM-1	Fresh After Payment
30	2468922	01-30-2013	TM-1	Fresh After Payment

- vi) 「Back」 で Top 画面に戻る。

4) インドにおいて電子包袋を閲覧するサイト

電子包袋閲覧システム (E-Register & Application Status)

参照アドレス : <http://164.100.176.37/eregister/eregister.aspx>

出願の審査経過や提出書類を確認することができる。

検索手順 :

Top 画面

The screenshot shows the homepage of the Trade Marks Registry. At the top, there is a header with the Indian emblem, the text 'Trade Marks Registry', and the 'INTELLECTUAL PROPERTY INDIA' logo. Below the header is a blue navigation bar with the text 'Registered Trade Marks and Application Status Information' and links for 'Home | Back' and 'Guideline for Use'. The main content area features a sidebar on the left with four blue buttons: 'Trade Mark Application/Registered Mark', 'Trade Marks Indexes', 'Receipt / Acknowledgement for Postal Applications', and 'Track Legal Certificate Requests'. To the right of the sidebar, the text 'Select the Search Option' is displayed, followed by two radio buttons: 'National/IRDI Number' and 'International Registration Number'.

「Trade Mark Application/Registered Mark」で「Select the Search Option」で「International Registration Number」を選択した場合：
International Registration Numberを入力し、画面記載のコードを入力し、「View」をクリックする。

「Trade Marks Indexes」を選択した場合：

i) 「Search Index of Registered Trade Mark/Application」で「Index Type」を選択し、検索したい商標を「Search For」に入力し、Class を選択し、画面記載のコードを入力し、「Search」をクリックする。

ii) 「Receipt/Acknowledgement for Postal Applications」を選択し、「Bank」「Draft/Cheque No」「Draft/ Cheque Date」を入力し、「Submit」をクリックする。

iii) 「Track Legal Certificate Requests」画面で、「Receipt Number」、
「Receipt Date」を入力して、「View」をクリックする。

詳細な使用方法はページ右肩の「Guide for Use」から確認することができる。

別紙 1. フォーム（出典：マドリッド協定議定書に基づくガイドライン⁵⁰）（Guidelines for Functioning Under the Madrid Protocol）ANNEXURE 6:基礎出願、基礎出願から生ずる登録又は基礎登録の効果の終了の通知書（共通規則第 22 規則(1) (a)）

Guidelines for functioning under the Madrid Protocol

TMR Mumbai

Version- 1

ANNEXURE 6

**CEASING OF EFFECT OF THE BASIC APPLICATION, OF THE REGISTRATION
RESULTING THEREFROM, OR OF THE BASIC REGISTRATION**

Notified to the International Bureau of the World Intellectual Property Organization (WIPO) in accordance with Rule 22(1)(a) or (c) of the Common Regulations under the Madrid Agreement and Protocol

Office making the notification: I. 商標登録局名	GOVERNMENT OF INDIA TRADE MARKS REGISTRY Boudhik Sampada Bhawan S. M. Road, Antop Hill Mumbai—400037, India.
II. Number of the international registration: II. 国際登録番号	
III. Name of the holder III. 権利者の氏名	
IV. ☐ The notification is sent in accordance with Rule 22(1)(a) ☐ 共通規則 22 規則(1)(a)に基づく通知 ☐ The notification is sent in accordance with Rule 22(1)(c) ☐ 共通規則 22 規則(1)(c)に基づく	
V. Facts and decisions affecting the basic application, the registration resulting therefrom, or the basic registration: V. 基礎登録から生じる基礎出願/登録に影響を与える事実・決定 ☐ Not resulting from an action brought by a third party ☐ 第三者の行為に基づかないもの ☐ Resulting from an action brought by a third party: ☐ 第三者の行為に基づくもの ☐ an opposition to the basic application ☐ 基礎出願への異議申立て	

Page 33 of 43

⁵⁰ インド特許庁ホームページ Tradee Marks E-Citizen Guidelines Sr.No.1 欄
<http://www.ipindia.nic.in/guidelines-tm.htm> [最終アクセス日：2017 年 2 月 8 日]
<http://www.ipindia.nic.in/writereaddata/images/pdf/guidelines-for-functioning-under-the-madrid-protocol.pdf>
[最終アクセス日：2017 年 2 月 8 日]

Guidelines for functioning under the Madrid Protocol

TMR Mumbai

Version- 1

	☐	a request of revocation of the basic registration or the registration resulting from the basic application ☐ 基礎出願から生じる基礎登録又は登録の撤回 (revocation) の要求
	☐	a request of invalidation of the basic registration or the registration resulting from the basic application ☐ 基礎出願から生じる基礎登録又は登録の無効 (invalidation) の要求
	☐	a request of cancellation of the basic registration or the registration resulting from the basic application ☐ 基礎出願から生じる基礎登録又は登録の取消し (Cancellation) の要求
	☐	other (please specify): ☐ その他
VI.	☐	These facts and decisions affect all the goods and/or services ☐ 全ての商品/サービスに影響を与える事実・決定
	☐	These facts and decisions affect some of the goods and/or services: [followed by an indication of the goods and/or services which are affected or are not affected] ☐ 一部の商品/サービスに影響を与える事実・決定
VII.	☐	The cancellation of the international registration is requested to the extent indicated under item VI ☐ 国際登録の取り消しは、IV 章に示す範囲まで要求される
VIII. Effective date of those facts and decisions: VIII. 発効日		
IX. Signature or official seal of the Office making the notification: IX. 署名又は公印		

¹ The goods and/or services to be indicated here are as follows:

- those goods and/or services in the international registration concerned which are affected by the facts and decisions, or
- if there has already been a partial cancellation, those, out of the remaining goods and/or services, which are affected by the facts and decisions.

Where all the goods or services included in a given class are to be mentioned, the indication should read "all goods (or all services) in class X". In all cases, a clear indication should be given as to whether those goods and/or services are affected, or are NOT affected.

Page 34 of 43

ANNEXURE 7:インドを指定する国際登録の保護の暫定的拒絶通知書
(共通規則第 17 規則(1))

Guidelines for functioning under the Madrid Protocol

TMR Mumbai

Version- 1

ANNEXURE 7

NOTIFICATION OF PROVISIONAL REFUSAL OF PROTECTION OF AN INTERNATIONAL
REGISTRATION DESIGNATING INDIA

Rule 17(1) of the Common Regulations

I. Office making the notification: I. 商標登録局名	TRADE MARKS REGISTRY, GOVERNMENT OF INDIA Boudhik Sampada Bhawan S. M. Road, Antop Hill Mumbai—400037, India.
II. Number of the international registration: II. 国際登録番号 (Reference IRDI No allotted to this international registration by the TMR India.....) (TMR:商標登録簿によって国際登録に付与された IRDI 番号:.....)	
III. Name of the holder (or other indication enabling the identity of the international registration to be confirmed): III. 権利者の氏名	
IV. ☐ Provisional refusal based on an <i>ex officio</i> examination ☐ Provisional refusal based on an opposition² ☐ 職権審査による暫定拒絶 ☐ 異議による暫定拒絶 ☐ 職権審査と異議による暫定拒絶 ☐ Provisional refusal based on both an <i>ex officio</i> examination and an opposition¹	
V. ☐ Provisional refusal for all the goods and/or services ☐ 全商品/サービスの暫定拒絶 ☐ Provisional refusal for some of the goods and/or services: ☐ 一部商品/サービスの暫定拒絶 (暫定拒絶された商品/サービス名) [followed by an indication of the goods and/or services which are affected or are not affected] ³	

² The name and address of the opponent should also be provided.

Guidelines for functioning under the Madrid Protocol

TMR Mumbai

Version- 1

VI. Grounds for refusal [(where applicable, see item VII)]: VI. 拒絶理由 (該当する場合は、VII 参照)				
VII. Information relating to an earlier mark⁴ : VII. 先願商標情報				
S. N o	Registration Number/applicati on No 登録番号/ 出願番号	Registration date/date of application/date of priority 登録日/出願日	Trademark 商標	Status of the trademark/applicati on ステータス
1				
	Class and list of goods & services 区分、商品・ サービス名	Date of prior use claimed 優先使用の日	Date of priority claimed 優先権主張日	
	Registration Number/applicati on No 登録番号/ 出願番号	Registration date/date of application/date of priority 登録日/出願日	Trademark 商標	Status of the trademark/applicati on ステータス
2				
	Class and list of goods & services 区分、商品・ サービス名	Date of prior use claimed 優先使用の日	Date of priority claimed 優先権主張日	
VIII. Corresponding essential provisions of the applicable law [(see text under XII)]:				

³ Where all the goods or services included in a given class are to be mentioned, the indication should read “all goods (or all services) in class X”. In all cases, a clear indication should be given as to whether those goods and/or services are affected, or are NOT affected.

⁴ Where the grounds on which the provisional refusal is based relate to an earlier mark, as indicated under item VI. The indication required under this item may be given by annexing a printout from the register or database.

Guidelines for functioning under the Madrid Protocol

TMR Mumbai

Version- 1

IX. Information relating to subsequent procedure:	
(i) Time limit for response or for a request to reconsider the provisional refusal: one month from the date of receipt of provisional refusal by the holder of international registration. (ii) Authority to which such request for review or appeal should be made: The response to, or a request for reconsideration of , the provisional refusal must be sent by email ataddressing to the Registrar of Trade Marks, Trade Marks Registry Mumbai (iii) Indications concerning the appointment of a representative: The response to, or a request for reconsideration of, the provisional refusal must be filed through an agent or a representative whose address is within the territory of India. The said agent may submit on behalf of the owner of the international registration the response or a request for reconsideration of the provisional refusal, submit the evidence of prior use of the trademark in India by the way of owner's affidavit or may agree to limit the scope of protection, or request for personal hearing. (iv) In further communication with respect to the aforesaid International Registration, the IRDI No written should always be mentioned	
X. Date of the notification of provisional refusal:	X. 暫定的拒絶理由通知日
XI. Signature or official seal of the Office making the notification:	XI. 署名又は公印

IX. 今後の手順に関する情報：

（ i ） 暫定的拒絶に対する応答や再審査の請求のための制限時間：国際登録の出願人が暫定的拒絶を受領した日から 1 か月。

（ ii ） 商標登録局に対するレビューやアペールのための要求する場合：

暫定的拒絶に対する応答や再審査の請求はムンバイ商標登録局.....宛に電子メールで送信する必要がある。

（ iii ） 代理人の選任に関する指示：

暫定的拒絶に対する応答や再審査の請求は、代理人又はそのアドレスがインドの領土内にある代表者を通じて提出しなければならない。代理人は、国際登録の出願人に代わって、暫定的拒絶に対する応答や再審査の請求、出願人の宣誓供述書を用いてインドでの商標の先使用の証拠を提出したり、保護の範囲を限定することに同意したり、ヒアリングを要求することができる。

（ iv ） 上記の国際登録に関する更なる応答では、IRDI 番号を必ず記載すること。

Guidelines for functioning under the Madrid Protocol

TMR Mumbai

Version- 1

XII. Corresponding essential provisions of the applicable law:

XII. 適用法の条項への対応

Page 38 of 43

ANNEXURE 8: 暫定的拒絶への応答が不十分な場合のヒアリング実施の通知書

Guidelines for functioning under the Madrid Protocol

TMR Mumbai

Version- 1

ANNEXURE 8

FORMAT OF COMMUNICATION FOR OFFERING HEARING, IN CASE THE RESPONSE TO THE PROVISIONAL REFUSAL IS NOT SATISFACTORY

To,
....(Authorised agent of the holder of 代理人名
The International registration designating India)....
.....

Subject: Provisional Refusal communicated in IRDI NO..... IRDI 番号

Dear Sir/Madam

It is to inform that your response to the provisional Refusal communicated in IRDI NO..... (and documents attached therewith) are duly considered, but the objections to protection of the international registration No....., cannot be waived. In such circumstances the protection to the international registration may not be granted in India.

An opportunity of personal hearing however is being given to you before the final decision on protection to the international registration, is taken.

You are therefore requested to attend hearing scheduled to be held aton.....before the Assistant Registrar of Trade Marks, Trade Marks Registry, Boudhik Sampada Bhawan S. M. Road, Antop Hill Mumbai—400037, India.

You may make your submission, produce any further document or agree for any condition or limitation of the international registration, which will be binding on the holder.

In case you fail to attend the hearing the provisional refusal to protection of the international registration may be confirmed.

IRDI 番号.....で通知した暫定的拒絶への応答は十分に審査されたが、国際登録番号.....への異議を却下することはできず、インドにおいて国際登録を付与することができないことを通知する。

国際登録の保護に関する最終決定の前にヒアリングの機会が与えられる。

商標登録局支所、本局（ムンバイ商標登録局）において、年月日に開催するヒアリングに出席することを要求する。

権利者を拘束する、国際登録のいずれかの条件又は制限するための書面、合意を提出することができる。

ヒアリングに出席できない場合、国際登録に関する暫定的拒絶は確定する。

ANNEXURE 9: 商標のステータスの最終処分のお知らせ（共通規則第 18 規則の 3）

Guidelines for functioning under the Madrid Protocol

TMR Mumbai

Version- 1

ANNEXURE 9

FINAL DISPOSITION ON STATUS OF A MARK

– CONFIRMATION OF TOTAL PROVISIONAL REFUSAL –

Rule 18^{ter}(3) of the Common Regulations

I. Office making the notification:	TRADE MARKS REGISTRY, GOVERNMENT OF INDIA Boudhik Sampada Bhawan S.M.Road, Antop Hill Mumbai—400037, India.
I. 商標登録局名	
II. Number of the international registration:.....	II. 国際登録番号
(Reference IRDI No allotted to this international registration by the TMR India).....	
(TMR : 商標登録簿によって国際登録に付与された IRDI 番号 :	
III. Name of the holder	
III. 権利者の氏名	
IV. Protection of the mark is refused for <u>all</u> the goods and/or services.	
IV. 商標の保護が拒絶された全ての商品/サービス	
V. Signature or official seal of the Office sending the statement:	
V 署名又は公印	
VI. Date:	
VI. 日付	

ANNEXURE 10: 異議申立てによる暫定的拒絶通報の可能性の通知書
(共通規則第 16 規則(1) (a))

Guidelines for functioning under the Madrid Protocol

TMR Mumbai

Version- 1

ANNEXURE 10

INFORMATION RELATING TO POSSIBLE OPPOSITIONS

Rule 16(1) (a) of the Common Regulations

I. Office making the notification: I. 商標登録局名	TRADE MARKS REGISTRY, GOVERNMENT OF INDIA Boudhik Sampada Bhawan S. M. Road, Antop Hill Mumbai—400037, India.
II. Number of the international registration:..... (Reference IRDI No allotted to this international registration by the TMR India)..... (TMR: 商標登録簿によって国際登録に付与された IRDI 番号:.....)	II. 国際登録番号
III. Name of the holder (or other information enabling the identity of the international registration to be confirmed): III. 権利者の氏名	
IV. ☐ Dates on which the opposition period begins and ends known: ☐ 異議申立期間始期・終期 – Date on which the opposition period begins: 異議申立期間始期 – Date on which the opposition period ends: 異議申立期間終期 ☐ Opposition period extendable and date on which the opposition period begins known: ☐ 異議申立期間が延長された場合 – Date on which the opposition period begins: 異議申立期間始期 ☐ Dates on which the opposition period begins and ends not know ☐ 異議申立期間始期・終期不明	
V. Signature or official seal of the Office communicating the information V. 署名又は公印	
VI. Date: VI. 日付	

ANNEXURE 11:商標のステータスの最終処分のお知らせ（共通規則第 18 規則の 2）

Guidelines for functioning under the Madrid Protocol

TMR Mumbai

Version- 1

ANNEXURE 11

FINAL DISPOSITION ON STATUS OF A MARK

– STATEMENT OF GRANT OF PROTECTION
FOLLOWING A PROVISIONAL REFUSAL –

Rule 18ter(2) of the Common Regulations

I. Office making the notification:	TRADE MARKS REGISTRY, GOVERNMENT OF INDIA Boudhik Sampada Bhawan S. M. Road, Antop Hill Mumbai—400037, India.
I. 商標登録局名	
II. Number of the international registration:.....	II. 国際登録番号
(Reference IRDI No allotted to this international registration by the TMR India).....	
(TMR:商標登録簿によって国際登録に付与された IRDI 番号:.....)	
III. Name of the holder	
III. 権利者の氏名	
IV. ☐ Protection for all the goods and/or services	☐ 商品/サービスの全てを保護
(This box should be ticked where a notification of provisional refusal has previously been communicated but, eventually, protection is granted to <u>all</u> the goods and/or services.)	
All procedures before the Office have been completed; protection is granted to the mark that is the subject of this international registration for <u>all</u> the goods and/or <u>all</u> the services requested (Rule 18ter(2)(i))	
☐ Protection for some only of the goods and/or services	☐ 商品/サービスの一部を保護
(This box should be ticked where a notification of provisional refusal has previously been communicated and protection is now granted to <u>some</u> only of the goods and/or services – giving an indication of the goods and/or services protected. <u>NOTE:</u> Where all the	

Guidelines for functioning under the Madrid Protocol

TMR Mumbai

Version- 1

<i>goods or services included in a given class are to be mentioned, the indication should read "all goods (or, all services) in class X". In all other cases, the goods and/or services should be clearly indicated.)</i> All procedures before the Office have been completed; protection is granted to the mark that is the subject of this international registration for the following goods and/or services (Rule 18ter(2)(ii)) (please use a continuation sheet if necessary):
V. Signature or official seal of the Office sending the statement: V. 署名又は公印
VI. Date: VI. 日付